

島津吉貴の時代

林 匡

はじめに

島津氏二二代・四代藩主の吉貴は、延宝三年（一六七五）九月十七日、島津氏二〇代・三代藩主綱貴の長子として鹿児島城三之丸に生まれた。幼名菊三郎。母は二階堂十左衛門宣行娘・於重。吉貴は天和三年（一六一八三）五月三日「元服」（島津家の元服。後述）し、島津氏正嫡の通称「又三郎」・実名（諱）「忠竹」を号す。貞享二年（一六八五）五月一日に初登營し將軍徳川綱吉に拜謁、元禄二年（一六八九）十二月一日に元服、綱吉から諱字・称号を賜り「松平修理大夫吉貴」を号し従四位・侍従に叙任された。本稿では吉貴の時代として、綱貴が死去し家督を相続する宝永元年（一七〇四）までの世嗣の時期、享保六年（一七二二）六月に隠居して嫡子継豊に家督相続をするまでの時期、そして隠居後、鹿児島に戻り磯邸に住んだ吉貴が、延享四年（一七四七）一〇月一〇日に七三歳で死去するまでの時期に分ける。隠居以後の吉貴は、享保七年二月の帰国以来在国し続けた。藩主継豊が享保二十二年二月の参勤以來、病を理由に在府し続けるなか、元文五年（一七四〇）八月には政務にも復帰し、特に島津氏一門家の越前（重富）島津家や和泉（今和泉）島津家の再興（創設）を主導するなど藩政に大きな影響力を保った。近世の薩摩藩政全体における吉貴の位置は、決して小さくはない。全体像を捉えることは至難であり筆者の力量の及ぶところではないが、今後の

研究の一助となるべく、藩内諸制度・武家の家格や儀礼の整備、幕府や近衛家との関係の深まりなどを中心に、この時代を検討したい。

第1章 世嗣時代

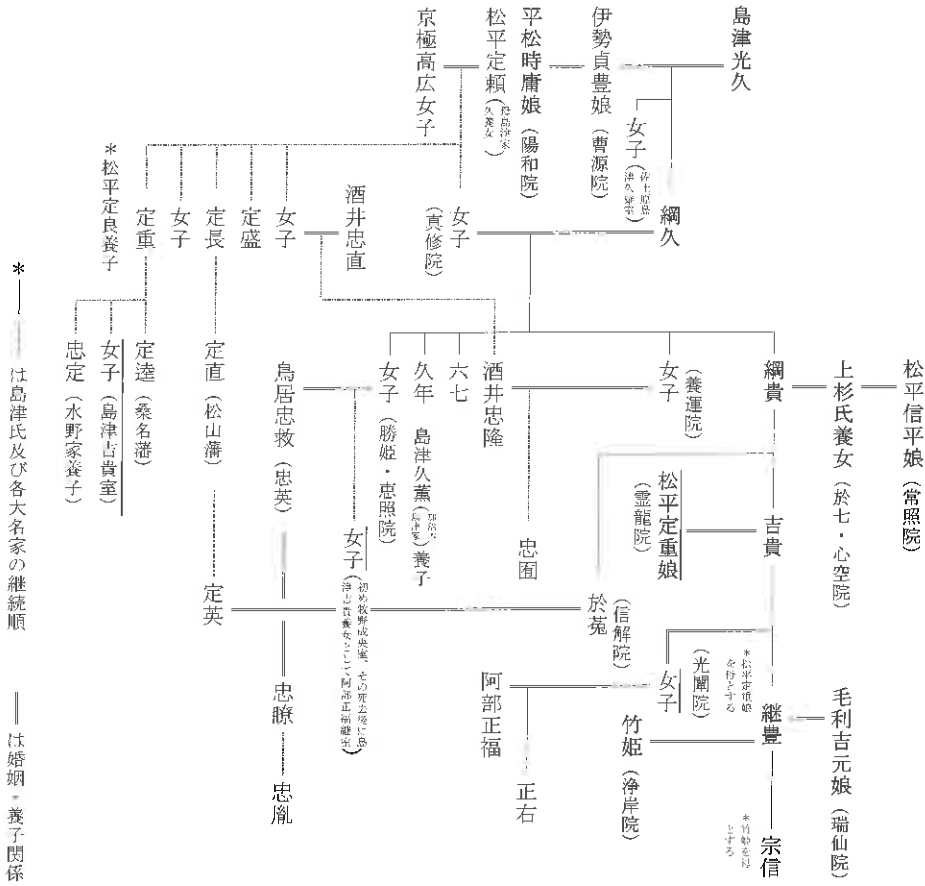
第一節 島津綱貴と吉貴・忠英（久備）

（一）近世前期の島津家と譜代大名・公家との関係

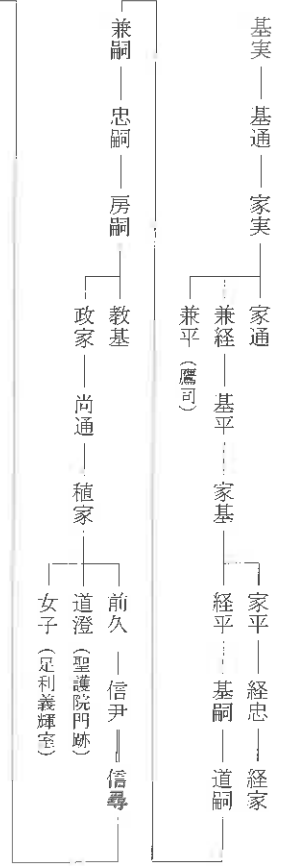
はじめに、吉貴代以前の島津氏本宗家と譜代大名や公家との関係について確認しておく。譜代大名との関係では、島津綱貴が父・綱久と松山藩主松平定頼の娘・真修院の間に生まれている。桑名・松山藩主松平家と島津家は近世初期以来姻戚関係にあり、吉貴も正室には真修院の姪（松平定重娘・靈龍院）を迎えている。また綱貴の妹二人は、それぞれ酒井忠隆室（養運院）・鳥居忠教室（勝姫・恵照院）となり、これらの譜代大名との姻戚関係をなした。【図1】

公家との関係では、光久（初室は家老伊勢貞昌の孫娘・曹源院）が、継室に桓武平氏西洞院庶家の平松時庸養女・陽和院を迎え、京都の公家と島津家の縁戚関係が始まり、近衛家のみならず、平松氏や同族交野・石井家との関係が深まった。【図2の1・2】この婚姻はまた、島津家の奥向に京都風が入る契機となったと推測される。

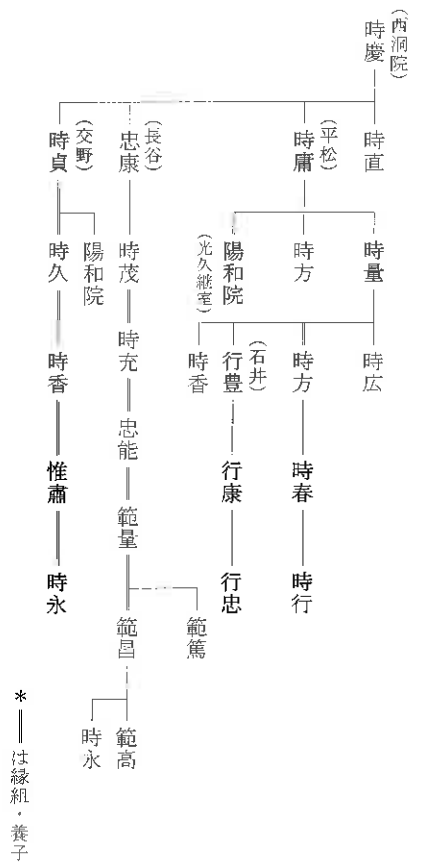
【図1】島津家と大名の姻戚関係図



【図2の1】近衛家略系図



【図2の2】平松・交野・石井家略系図



平松家及び交野・石井家と島津家との関係は、元禄七年（一六九四）七月の光久死去後も、陽和院を通じ継続した。元禄十一年九月二三日付の綱貴宛平松時方（時庸嫡子時量の弟）書状では、先の交野時香（時量末子）江戸参府の際に島津家から馳走がなされ、逗留中島津家の家臣が多く付けられ、滞りなく公用を勤めることができたことなどを謝している。また同一二年六月一日付の平松時方書状では、翌年に控えた嫡子時春の元服について助力を要請、綱貴の了解を得たことに謝辞を述べている。同一四年四月二八日付交野時香書状や五月一〇日付石井行豊（時量子）書状などでは、時量の隠居、時方の家督相続への祝儀を謝しているように、平松・交野・石井家と島津家との交流、経済的支援が確認できる。

島津家も公家との関係を重視した。例えば島津氏二三代・六代藩主宗信が寛延二年（一七四九）七月に死去した際、遺物に関する藩記録所の調書が作成され、祖父吉貴の先例に倣い「京・江戸御由緒之御方々様」には配布すべき旨が答申され、近衛内前（家久の子）については「御代々様御由緒之訳」と記す一方、平松時行（時方孫）・交野時永（時香養孫）・石井行忠（行豊孫）は、陽和院との関係では由緒があったが、宗信には「遠き御由緒」であること、しかしながら京都で「諸事御頼被成儀多々有之候」ため、いずれも宗信の遺物を進めるべきだとされている¹⁰。光久と平松家の姻戚関係成立もあり、元禄期以降の平松家などとの交流が緊密になっていく過程は、島津家と近衛家の関係強化の一環とみることも可能と考える（後述）。それは、綱貴から吉貴代に当たる。

（二）吉貴の「元服」まで―綱貴正室と吉貴実母・於重―

綱貴正室松平（鷹司）信平娘は、寛文一三年（一六七三）正月五日に死去した（常照院）。そこで延宝三年（一六七五）二月二九日、継室上杉綱憲

養女（吉良義央娘・綱憲妹於七）を迎えるが、同八年一月二〇日に離別している¹¹。吉貴実母・於重は、綱貴が継室上杉氏を迎えるため国元に返され、鹿児島で出産したのである。菊三郎（吉貴）誕生以前の段階で、生まれる子供は男子・女子いずれに関わらず、光久の幼少の子供たちと同じく育てられ、光久の子分扱いとされ、乳人と女房一人が付けられた¹²。於重は延宝八年八月二日、吉貴唯一の同母弟・菊次郎を出産したが、菊次郎は翌年六月二三日に早世する。

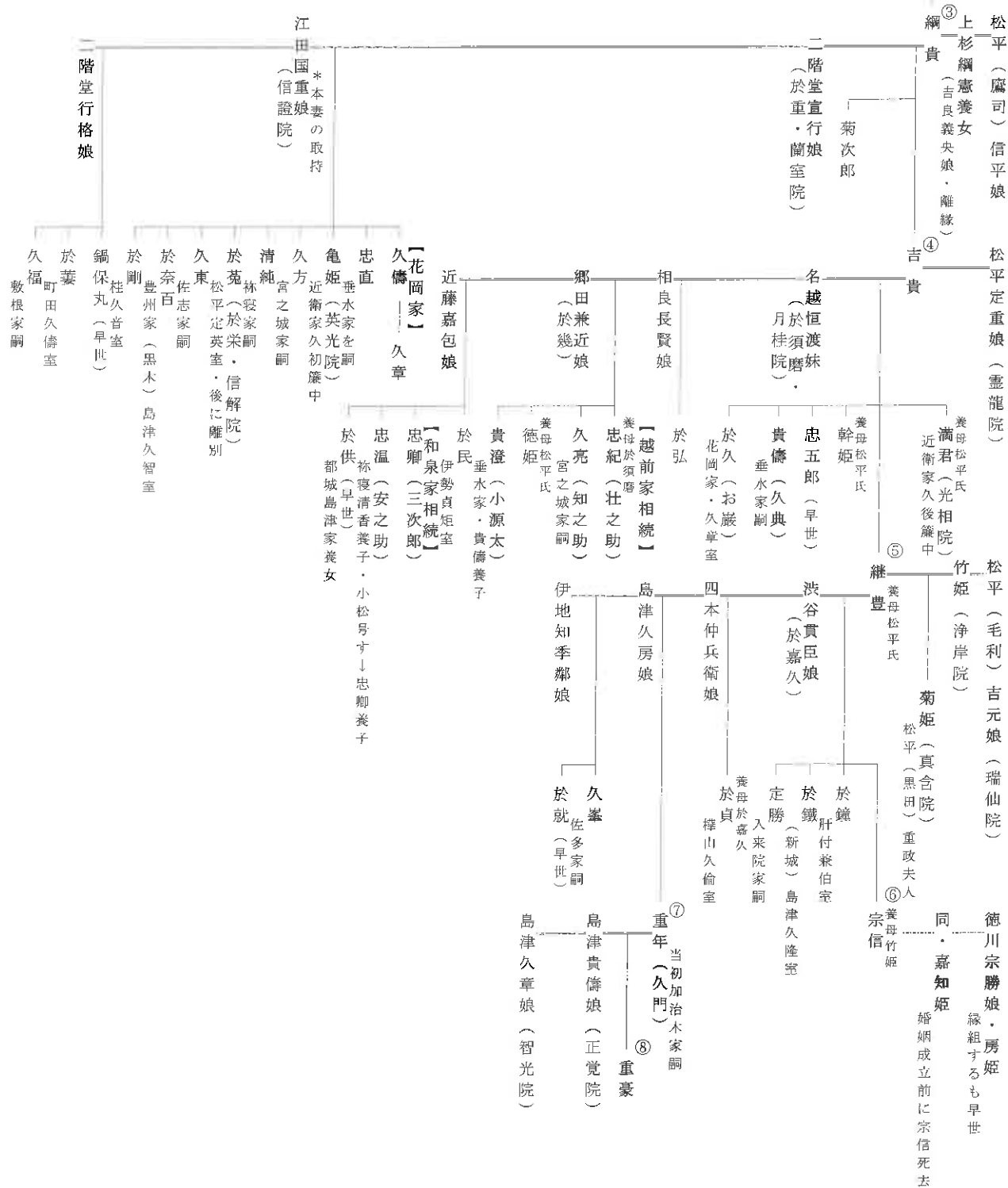
菊三郎は天和元年（一六八一）一月一六日に行われた、島津家伝来の犬追物に七歳で初めて射手として登場、綱貴が検見を勤める前で犬五匹を射ている。藩内での公の場に登場したといえよう。同月一八日に江戸へ向け出発、翌年正月九日に芝藩邸に着く。同年二月、於重も綱貴の参勤に従い再度江戸の土を踏み、母子の再会も叶ったと思われるが、天和三年二月一九日に於重は芝邸で死去した。母を喪った九歳の菊三郎は、五月三日に高輪藩邸で「元服」。光久が加冠し、家老島津久竹が理髪役を勤め、世嗣の通称である「又三郎」を名乗り、諱は「忠竹」とされた¹³。

忠竹は、貞享二年（一六八五）五月一四日に初登營して將軍綱吉に拝謁、太刀などを献上し、島津家の家督継承者であることが示された。父綱貴は、天和三年の元服及び貞享二年將軍拝謁を見届けた後にそれぞれ帰国している。

（三）吉貴の弟妹―綱貴側室江田氏（信證院）の存在―

貞享三年二月三日に綱貴は出国、三月二八日に芝邸に到着、同四年二月二三日、側室の江田五兵衛重娘（信證院）との間に虎徳丸（忠英・久徳¹⁴）が生まれた。同年、綱貴は家督を相続・襲封し、光久は九月に帰国

【図3】綱貴と重年代の正室・側室と子女



(③) (⑧) は藩主の代数、二重線は婚姻・養子関係を示す

することになる。⁽¹⁶⁾

吉貴の異母弟妹と生母二人について記す。【図3】於重の死去後、綱貴は側室江田氏との間に、久儔(忠英)以下貞享五年四月五日に忠直、元禄三年正月晦日に龜姫、同五年二月二六日に久方、同九年四月晦日に清純、同一一年正月一七日に於菟、同一二年三月二〇日に久東、同一四年五月二〇日に於奈百、同一六年三月二七日に於剛と、一七年間九人の子供をもうけている。綱貴は大久保加賀守や一門に了解をとり、家中に対して元禄七年五月三日、江田氏を正室(本妻)の扱いとし「御前様」と呼ぶように通達した。綱貴の寵愛ぶりがうかがえる。

綱貴にはこの他、側室に二階堂源右衛門行格娘⁽²⁶⁾があり、この間にも二男一女が生まれている。⁽²⁷⁾

(四) 吉貴の婚姻・元服と綱貴の自家への意識

元禄二年六月に、忠竹(吉貴)と桑名藩主松平定重娘(靈龍院)の婚姻願が両家から幕府に出された。⁽²⁸⁾ 忠竹はこの年、琉球国王などへ書状を出しており、光久の隠居に伴い次第に公的に現れるようになっていく。同年一二月一五日、登營して將軍綱吉の前で正式に元服を行い、実名字・称号を賜り「松平修理大夫吉貴」と号し、従四位下・侍従に叙任される。

松平定重娘との婚礼は、元禄七年三月二三日、高輪の新邸⁽²⁹⁾で行われた。松平家(桑名・松山藩)との関係は以後も維持されようとした。⁽³⁰⁾ 四月一五日付で部屋柄料三万石が吉貴へ分与され、綱貴からは、万端不如意でもあろうが(光久・綱貴・吉貴三人の)江戸勤務が続き公用も多く、本国から遠く離れているため儉約に努めること、奥方所帯扶持まで調べ、家督方と混雑せぬように命じている。⁽³¹⁾ この際に、綱貴は吉貴へ「当家

代々連続之内、当代別而繁栄候、殊ニ三代一所ニ進官位、致江戸詰儀、外聞実儀他家ニ茂例稀成事候」と述べており、綱貴には官位の昇進と江戸詰が、他家には稀なる島津家の名誉であり、官位の昇進及び三代共に参勤交代をする例の少ないことが家の面目と意識されている。

(五) 神當流馬術の伝授―吉貴と甲府徳川家との関係―

光久は元禄四年四月に帰国を許されながら、病気で延引し閏八月二二日によりやく江戸を出発する。綱貴からは幕府に対して、光久の参勤延期願が出されたものの認められず、来年八月の参勤が命じられた。⁽³²⁾ このため光久は元禄五年八月二五日に江戸参着、翌年四月一三日に江戸を発つが、これが最後の江戸滞在となった。元禄七年一月二九日に光久は国元で死去、葬儀を済ませた綱貴が、「元服」を済ませた二男忠英(久儔)を伴い翌年四月一八日に江戸に到着した。

一方吉貴は、元服以後初めて帰国するため、同年六月一〇日に江戸を発ち、七月二五日に鹿兒島に到着した。以後、綱貴と吉貴は基本的に交互に参勤する。帰国した吉貴は元禄九年正月二六日に江戸に向け出発、翌一〇年六月六日まで江戸に滞在、帰国に先立ち、甲府中納言徳川綱豊(後に六代將軍家宣)の家臣・柴崎正勝から、四月一八日付で神當流馬術を伝授されている。⁽³³⁾ 吉貴と柴崎との交流から、ここに至るまでの世嗣時代に甲府徳川家との関わりがあったことも推測される。このことは、元禄期に甲府徳川家と島津家との関係を深める一因となった可能性がある。

(六) 異母弟忠英(久儔)をめぐる―新たな二男家創出の動き―

吉貴の異母弟徳丸(忠英)は、誕生して間もなく、二階堂十郎右衛門養育とされ「二階堂虎徳」と呼ばれた。⁽³⁴⁾ 光久の病状悪化のため元禄

七年に帰国した綱貴に伴われた虎徳丸は、翌年二月一〇日に「元服」して「三郎五郎忠英」を名乗り、三月六日に綱貴に従い江戸に赴く。

この年九月、時の記録奉行・伊地知重英は、家老佐多久達に対して内々に、三郎五郎をもって越前島津家跡をたてる案を具申している。³⁵

重英は、例えば吉貴に子供が生まれなかった場合、三郎五郎の相続も想定され、その際に「脇之家」では威光にも関わるので、綱貴・吉貴父子に最も近い人物（三郎五郎忠英）をもって、しかるべき由緒のある家筋・越前島津家跡の継承を主張したのである。

綱貴の寵愛を蒙った側室江田氏（信證院）の子女でも、とりわけ忠英（久儻）の存在は、一時的にせよ吉貴の立場を脅かすものであった可能性³⁶がある。少なくとも当時の忠英が、吉貴に次ぐ特別な存在であり、また元禄七年から八年頃に江田氏の地位が上昇（正室抜）し、実子忠英にもしかるべき島津氏名跡を継承させようとの動きがあったことは指摘できる。また、忠英の通称「又八郎」は、初代藩主家久と、その子で近世前期に「脇の惣領」家となった加治木島津家祖の忠朗が称し、以後同家で主に用いられた。³⁷後に忠英が名乗る受領名「周防」は、元来中世の越前島津家祖・忠綱が用いたものである。薩摩藩では、後の花岡島津家初祖忠英と嫡子久章が「周防」を名乗り、以後は元文二年（一七三七）に再興された越前（重宣）島津家一六代・忠紀が称し、同家での使用が確認できる（一七代忠救・二〇代忠教（久光））。元禄一四年（二月二二日）に吉貴嫡子・鍋三郎（仲休・継豊）が生まれ成長するまで、忠英は吉貴に次ぐ家督継承者と目されていたのだろう。元禄一三年七月三日には、五千石が与えられている。但しこれは当分表方蔵入方の預かり、「所付」は重ねて命じるとされている。³⁸後に、吉貴が庶子壯之助に越前島

津家跡の相続を命じた際にも、高は一萬石とされながら当分五千石とされ、一所の地も未定であったことと忠英の事例は相似しており、おそらく先例とされたと推測する。

綱貴は、若い異母兄弟に訓示している。吉貴（二二歳）に対しては元禄一三年中に、特に側近の在り方につき苦言を呈している。具体的には、近習は学問武芸有識に努め、行ないに心がけること、近習の善悪がその主人の賢・不肖の判断にもされること、私心なく奉公し、飲酒なども戒めている。一方元禄一五年六月には、当時在府中の綱貴が家老島津久當を通じて忠英（一六歳）に教訓状を与え、忠英は綱貴の二男・吉貴差次の弟として「家中一門之中ニおひては諸士之崇敬第一」であり、吉貴の代には政道の補佐に当たり場合により守護代をも勤める立場である故、文武の道に励むことなどが求められている。³⁹

宝永四年九月二六日付で、忠英の所帯は別格に与えられること、高は先代綱貴の決定通り五千石、屋敷は川上式部（久専）上ヶ屋敷、家来は俄には集めがたいが鹿兎島士・外城士の末子その他で補い、家来人数・家作・諸道具などは高相応にするべき旨、藩主吉貴の内意が家老から伝えられている。⁴⁰

この後、享保九年（一七二四）六月一五日付で、藩主継豊から久儻（忠英）に対して、知行地大始良の内木谷村を私領とされ、家中士の移動・私領支配のため野里村八百石が繰替となり、山野も添えられ、一所持・花岡島津家が成立する。同一一年八月一八日には鹿屋の内小山川一狩倉が薪山用に付けられた。⁴¹また花岡家の家紋として十文字紋の他に桐紋が認められるが、これは綱貴から忠英が拝領したものとされる。⁴²久儻は享保一四年一〇月三日に死去、嫡子久章室には吉貴娘・於久（於

巖)が入り久敷を生む。

第二節 綱貴と元禄時代の幕府・近衛家との関係

(一) 綱貴と近衛家

鳥津家と近衛家との関係は近世を通して維持されるが、近衛基熙の娘・熙子を延宝七年(一六七九)に室に迎えた甲府家徳川綱豊が五代將軍綱吉の養子となり、宝永六年(一七〇九)正月の綱吉死去をうけ六代將軍(家宣)となつた時期から、大きな意味を持つようになる。熙子は將軍御台所として、さらに正徳二年(一七一二)の家宣死去後には天英院として大奥の実権を握り、後に鳥津繼豊の正室毛利吉元娘(瑞仙院)や継室竹姫(浄岸院)の縁組にも大きな役割を果たした。⁽⁴⁴⁾天英院は寛保元年(一七四二)二月二十八日に死去するが、薩摩藩にとり幕府・近衛家との関係を深める上で極めて大きな役割を果たした女性であつた。

鳥津家と近衛家の関係については、源頼朝の庶長子とされる鳥津氏初祖忠久の母で比企能員の妹丹後局が、北条政子の嫉妬を逃れ摂津住吉社で忠久を出産、たまたま社参した近衛基通により京都に連れられ、丹後局が惟宗広言に再嫁したため継父の姓となつたことや、鳥津荘の地頭職、薩摩・大隅・日向国の三州守護職に任ぜられ下向し、鳥津を名字として名乗つたこと、承久三年(一二二二)に藤原姓を基通に許されて以後、一八代・初代藩主家久まで用いたこと、一五代鳥津貴久が天文一四年(一五四五)に守護職に推戴され本家の家督を継承した時に、近衛家から束帯衣服をうけたことなどが、鳥津家の由緒として近世の藩の正史『鳥津国史』や諸記録に採録され、一般に認知されてきた。現在では、

忠久は近衛家の家司であり、京都と鎌倉を結ぶ役割を果たした人物だつたことや源氏と忠久の関係など、その実像が明らかにされてきているが、また一方で鳥津家が近衛家との由緒を強く意識してきたことも事実である。筆者は、特に綱貴代の元禄期に、両家の由緒がいわば再認識され、一八世紀初頭の婚姻成立に至ること、その再認識の契機が元禄年間の国絵図作成を通してではないかと考えている。⁽⁴⁵⁾遡つて綱貴以来の関係をみよう。

寛文七年(一六六七)二月二十五日、鳥津延久(綱貴)は將軍家綱の前で元服、「松平修理大夫綱貴」を号し、従四位下侍従に叙任された。⁽⁴⁶⁾翌年正月二十八日付で、江戸の光久に対して近衛基熙(当時内大臣)から書状が送られている。⁽⁴⁷⁾朝廷へも謝礼の品々が贈られていたと考えられ、このような関係は貞享四年(一六八七)二月二十五日の綱貴の左近衛権少将転任や、延宝元年二月二十八日付で光久が従四位上・左近衛権中将に昇進した際にも確認され、後者の場合は平松家などの書状もみえる。⁽⁴⁸⁾元禄三年(一六九〇)二月には、綱貴から近衛基熙の関白宣下を祝い金品が贈られている。⁽⁴⁹⁾元禄九年六月には基熙の吹挙により、鹿兒島諏訪大明神・稲荷大明神が正一位に叙され、同一二年正月二十三日付で近衛家熙が両社の鳥居の額を揮毫しており、平松時方が副書している。⁽⁵⁰⁾

(二) 鳥津家由緒と幕府

元禄一〇年閏二月四日、幕府は江戸留守居の赤松甚右衛門則茂を呼び出し、正保の国絵図改訂を命じた。綱貴は参勤の途次この件を知り、忠久以来の由緒・正保の国絵図作成の先蹤にそむくとして難色を示しているが、それは正保の際には薩摩・大隅・日向・琉球の四箇国を光久が担当したことに對して、今回は日向国が飫肥藩の伊東祐実と相持とされた

ためであった。

元禄国絵図作成は、島津忠雄⁽⁵¹⁾を総監使として吟味役三名を副え、係役人が配せられた。以下国絵図に関わる幕府や伊東家をはじめとする日向諸藩との交渉などがあり、元禄二年五月、忠雄は江戸に派遣され、日向国絵図の島津家単独受持を幕閣に働きかける⁽⁵²⁾。ここで注目されるのが、島津家から幕府へ提出した「島津家之由緒」及び「松平薩摩守先祖由緒書上⁽⁵³⁾」である。

「島津家之由緒」の要点は、①忠久の源頼朝庶長子・忠久生母丹後局の出生譚と近衛家との由縁（生育や任官受領の推挙など）、頼朝から島津荘などの地頭職を補任されたこと、②忠久から綱貴に至る五百余年薩隅日の由緒は変わりなく、この三箇国が島津荘で名字の地として頼朝以来代々認められてきたこと、③日向国に僅かな土地を持つ者はいたが、日向国地頭職は古くから島津家が命じられてきたこと、④島津義久が九州を支配下に置き、秀吉と和睦以後も、以前よりの一筋をもって薩隅一円と日向半国を下し置かれたこと、⑤日向國中、山西は島津家領であり、山東にある佐土原藩領も元は庶流の中務大輔（義久異母弟の家久）領であること、⑥正保国絵図作成では、日向国清絵図が島津光久の担当とされた、というものである。また「松平薩摩守先祖由緒書上」は、義久の名護屋城在陣以来、徳川家康から懇意を賜ったことを記す第一条以下、二七箇条に及ぶもので、家久の伊集院幸侃誅殺や庄内の乱、関ヶ原合戦後の処置、琉球出兵後の厚遇以下寛永年間に至る、島津家に対する徳川將軍家の「御厚恩」が列挙されている。

結局、元禄一三年二月、日向国絵図は綱貴の単独受持とされた⁽⁵⁴⁾。島津忠雄は二月二〇日付の国元家老宛の書状⁽⁵⁵⁾で、国絵図調進のことは

「遙々末ニ罷成、御家筋之御沙汰ニ成立」、幕閣が島津家の家筋について十分聞き入れてくれたからではないか、と推測している。

島津家由緒の根幹にある、忠久の頼朝庶長子説については、「寛永諸家系図伝」作成を契機として林羅山らの承認を受けているが、さらに元禄七年には林大学頭信篤が島津家由緒についての明証を求め、このため関係書類の提出が行われた。結果は、元禄一四年三月に、島津家の提出した文書・家譜に対して信篤が跋を認め序文をなし、頼朝庶長子説以下、忠久の出生譚、近衛家との関係、二疋龍に由来する十字紋拝領、惟宗姓から藤原姓への改姓などを含め、綱貴に至る歴代の三州支配と徳川家との関係などの島津家由緒が幕府儒官に承認される⁽⁵⁶⁾。

一方、建保六（二二一八）年に忠久が頼朝・丹後局及び僧永金の像を安置し祀ったとされる花尾権現では、頼朝五百年忌に当たる元禄一一年の二月一日に、綱貴の命により大乘院一七世覺慧により祭礼が行われるが、このような頼朝・忠久に関わる儀式・法要などは、次代の吉貴にも積極的に引き継がれていく⁽⁵⁷⁾。

（三）島津家由緒と近衛家

元禄一三年三月、国絵図問題の決着した直後、島津忠雄は東海道を上り、参勤交代で江戸に向かう綱貴に尾張国宮（熱田）でまみえ、綱貴の指示により直に京都に向かい、近衛家家司らから島津家に伝わる由緒について確証を得るように命じられた⁽⁵⁸⁾。江戸詰家老宛の三月九日付島津忠雄書状⁽⁵⁹⁾には、「島津家之由緒」に記述された近衛家との旧好について、近衛家に「何様ニ御家伝有之哉」と考えていたところ、元禄一二年冬に家司進藤長之が江戸に下向したため近付いたこと、その後京都で確認する機会を得ようとしていた折、当時京都における島津家と近衛家関係者

の仲介役であった修験者の飯隈山別当蓮光院（頼英⁶²）が入峰のため在京することを知り、これを通して家司の進藤長之・今大路孝在両名を招き会合の機会を得たと記されている。

京都に向かった忠雄は、蓮光院の旅館において進藤・今大路と会談、懐中の「鳥津家之由緒」を示して近衛家と鳥津家の関係を示し確認を求めた。同書は、進藤・今大路を経て近衛基熙・家熙父子の閲覧するところとなる。この結果は、基熙父子も両家由緒について「少も別条無之候」ながら、鳥津家側の由緒書の内容により「御序之節御記を被考、弥御由緒を儘ニ仕置度事」との考えであることが、進藤らから忠雄に示された。忠雄は近衛家の由緒は鳥津家伝承の通りで「何方ニ而も違説無之」と述べ、「鳥津家之由緒」及び進藤・今大路の両状を送り、江戸の綱貴への報告を依頼している。江戸家老らからは、四月九日付で関係の書状類を記録奉行田中国明に命じて保管させたことと共に、「先以近衛様御家伝此御方ノ御家伝無相違候儀、御幸之義」と喜びを伝えている。⁶³

この結果、関白近衛基熙・右大臣家熙も鳥津家との由緒を改めて認識し、近衛家側から鳥津家に対して、家熙嫡子・大納言家久と綱貴の娘・亀姫との縁組の意向が、蓮光院を通じて鳥津綱貴に伝えられる。

(四) 近衛家久と亀姫の縁組

綱貴と江田氏（信證院）との間に元禄三年正月に生まれた亀姫は、喜入久亮⁶⁴の養女扱いとされたが、同四年一〇月、陽和院養女とされた。

近衛家司宛の八月二五日付綱貴書状では、「不似合儀」ながらも「拙家元祖以来御由緒」があるので冥加の至りであること、陽和院もこの件で申し上げたいことがあるが書面では述べがたいので、近日蓮光院を上京させて伝えると記す。⁶⁵ 綱貴は九月朔日付の口上覚で、公儀向さえ調

えば近衛家の意向に添って返答したいとして、同日付で「家之由緒別紙之書付」を作成、老中小笠原長好の内覧をうけている。⁶⁷ 幕府の了解を得る上でも、鳥津家由緒が効果的に利用された。

この後、綱貴の縁組了承の旨と陽和院の意向（詳細不明）が上京した蓮光院より伝えられ、一二月二日付で亀姫と近衛家久の縁組が「由緒御座候」ことを理由に綱貴から幕府へ申請され、一六日に許可される。⁶⁸ 元禄一四年正月四日付の近衛基熙・家熙書状は、縁組成立の件がまともったことを喜ぶものだが、基熙はそこに「数代由緒更深切感悦之至」と認めている。⁶⁹ 綱貴は五月晦日に江戸を発ち、木曾路を通り美濃大井を経て六月一二日に伏見に到着するが、この間、蓮光院は綱貴の出発と木曾路通行の連絡を受け、綱貴の近衛第訪問について近衛家との連絡調整に当たり、京都留守居の伊集院主水や宮之原甚太夫⁷⁰へ綱貴の意向などを連絡、その京都での活動ぶりがうかがえる。

綱貴は六月一三日早朝、伏見から京都四条室町の第に入り、京都所司代を訪問、続けて平松時方宅に入って装束を風折烏帽子・狩衣・指貫に改め、近衛第に至った。以下献酬饗心があり、基熙・家熙・家久をはじめ、平松時方・石井行豊⁷²、同行康や交野時春らが参会し、綱貴は西の上刻（午後五時頃）に辞去、一五日に伏見を発ち七月一〇日に鹿兒島城に着く。

長期在京して近衛家との連絡調整に当たった蓮光院も帰山することになった。⁷³ 蓮光院は、同寺を往古の如く勅願寺とするため、近衛基熙を通して朝廷に働きかけていた。鳥津家からも朝廷（東山天皇）に対して黄金五〇両・紗綾一〇巻が献上され、基熙を介して元禄一五年五月一八日付の女房奉書が綱貴へ届けられている。⁷⁴ また後に鳥津吉貴も蓮光院

に対して、宝永二年一〇月三日付（亀姫が近衛家久の初室となった後）で、薩隅二箇国と日向国諸縣郡の年行事職を聖護院門跡から許されたので大峯修業に励み鳥津家への祈念を尽くすように命じている。亀姫婚姻には、鳥津家・近衛家及び蓮光院などの様々な思惑が交錯していたことが推察されよう。

近衛家との関係強化は、鳥津家と徳川綱豊・熙子夫妻との関係にも深まりを与えた。品宮（熙子生母）死去において、服忌あけの近衛家久から綱貴宛ての元禄一五年六月八日付書状が江戸へ届けられているが、綱貴は国元の吉貴に対して、同年閏八月一八日付書状で「京都付届之儀」について家老たちに報告を求めたことを伝えている。吉貴は綱豊に対しても弔意を示し、十一月七日付で戸田長門守（忠時・忠利。綱豊家老）より返書が届けられている。

（五）近衛家と鳥津家を結びつけるもの―亀姫婚姻前後―

近衛基熙は武家との婚姻関係を嫌い、先祖の遺誠を理由に水戸徳川家との縁組を拒否し、延宝七年に將軍家綱の名で、甲府の徳川綱豊と熙子との縁組が申し入れられた際に受諾したものの、密かに熙子を平松時量の子として（自身の子ではないとして）縁組させたこと、正徳五年の七代將軍家継と皇女八十宮の降嫁に対しても、基熙は公武の婚姻に否定的であったことが指摘されている。武家（徳川家）との関係を嫌った基熙が、鳥津家との婚姻関係を許容した理由は何だろうか。

一つには、近衛家の財政問題が挙げられる。元禄一四年の縁組後、近衛家の邸宅が亀姫入輿の際には狭小であるとして、修補を加え近隣の地を加えられるが、これも鳥津家の助力によるものだった。元禄一六年九月、家熙の求めに応じ、綱貴は家熙・家久父子と亀姫の居宅（表御殿

と裏方）造営を命じ、京都に藩士を派遣している。表御殿には宝永二年四月二七日に家熙以下が不勝手で「多年御難儀」した旧宅から移徙し、閏四月二三日付で家熙・基熙から鳥津家へ謝意が示されている。鳥津家の財政的援助は近衛家が大いに期待するところになっていた。しかしこの時、綱貴は既に病床にあり、間もなく死去する。

宝永元年九月中に予定されていた亀姫の婚礼は、六月の鳥津綱貴の死去と一〇月の吉貴の襲封・祝儀（老中招請）などにより延引された。翌年六月に婚礼を調べたいとの近衛家側の意向による、五月の亀姫の江戸発足について、二月二日付で吉貴から小笠原彦大夫（長住）を通し小笠原佐渡守（長重）に内々に願い出され、幕閣から許可を得、吉貴の近衛第訪問と併せて近衛家にも通知される。吉貴は二月二六日付の書状で、婚礼次第などは綱貴の時に相談していたものの、その際の役人もいないため諸事指図・指南を平松時方に依頼し、関係の書状が往来している。なお亀姫は、吉貴からの申請によりその養女とされるが、これには「西之御丸御簾中（熙子）より御内意」があったためという。

五月九日、出発直前の亀姫に吉貴から五箇条の教状が示されている。吉貴は、この輿入は「先祖よりの御由緒あるにつけて縁くミおほせ付られたる儀」であること、それ故綱豊・熙子夫妻よりも懇ろに仰せ下されたことは「家の面目冥加の仕合」であり、難儀ではあるが「先祖に対し孝行是に過ぎざる事」と述べ、以下近衛家に入つてからの心得や召仕う者への注意を繰り返して記している。また同日にはお付きの者たちへ対して、作法にも気をつけ勤めるよう通達されている。

亀姫は五月一〇日に高輪藩邸を発ち、二七日に京都の家熙第（裏方）に到着、六月一三日に婚礼を済ませた。襲封後初の帰国であるため、吉

貴も七月二四日に伏見に到着後、二六日に京都に入り所司代を訪れ、二九日に大坂へ向かうが、この間家老島津忠雄を通して平松時方に龜姫の様子などを聞いている⁽⁸⁵⁾。龜姫は八月晦日に基熙の堀川御所を訪れるが、九月下旬には健康を害し、一旦小康状態となるものの一〇月三日容態悪化、四日夜に一六歳で早世する^(英光院⁽⁸⁶⁾)。

具体的経緯は後述するが、龜姫の死去後、宝永三年一月に吉貴の娘満姫が近衛家澁養女とされ^(満君)、正徳二年(一七二二)二月に家久に嫁す。満君は正徳五年一月晦日に死去したため、吉貴代における島津家・近衛家の婚姻関係⁽⁸⁷⁾は短期間ではあったが、島津家出身の女性と続けて近衛家久が婚姻した事実、さらには満姫が龜姫とは異なり近衛家当主の養女とされたことは、従来にない関係として特筆される。ここには島津家・近衛家相互に積極的に関係を深めようという意図が推察され、特に近衛家側の積極的なアプローチが存在したことを示している。

島津家と近衛家との関係は、近衛家の財政問題(島津家の経済的支援)のみでは十分に説明できない。そうでなければ、徳川家との婚姻関係を積極的に結ぶことも問題ではない。筆者はここに島津家由緒の価値を見いだす。近衛家にとり、家門の由緒によるという建前が成り立つ島津家の方が、比較的受け容れやすかったのではなからうか、と。また両家の関係維持に大きな役割を果たしたのは熙子であるが、吉貴代の近衛家・熙子との関係については、改めてとりあげよう。

第二章 吉貴襲封―藩主として

第一節 襲封と初期藩政の特色

(一) 嫡女満姫と嫡男継豊

元禄一二年(一六九九)八月二四日、吉貴側室名越氏(於須磨)が高輪藩邸で満姫を出産、国元の綱貴へ「おみつ」の名が伝えられる。松平因幡守(定遠⁽⁸⁸⁾)からも祝儀が届き、綱貴が返礼している。元禄一四年一月二二日、名越氏は鍋三郎(継豊)を高輪藩邸で生み、満姫・鍋三郎は共に吉貴正室松平氏(松平定重息女)の子とされる。元禄一六年六月一八日付の小笠原彦大夫(長住)宛ての松平定重書状⁽⁸⁹⁾によれば、鍋三郎を吉貴正室の子分とする旨を昨年中に綱貴へ相談し、吉貴へも伝えられたことが記されている。彦大夫は六月二二日に老中小笠原佐渡守(長重)に対して、吉貴の妾には三歳の男子があり、本妻は婚礼以後八、九年に及ぶが実子がいないため、定重から綱貴に申し入れて鍋三郎を正室の養子とし(正室も了解)、満姫も同様に養子とすること、正室に子が生まれれば嫡子に立て、鍋三郎は二男とする内諾を求め、長重もこれを了解し、他の老中へも通知する意向が記されている。これにより「一家中・家中之末々之者は暁と不存程」であった鍋三郎の披露目も行われることになる。陽和院も祝意を示し、満姫・鍋三郎の披露目実施に対して松平家(定重・定遠・定儀父子)からも祝辞が届けられている⁽⁹⁰⁾。

(二) 吉貴の襲封と徳川家宣夫妻

元禄一七年四月一八日に参府した綱貴に替わり吉貴は帰国、七月朔日に鹿兒島城⁽⁹¹⁾に入った。六月に入り綱貴が罹病、療養・湯薬も甲斐なく

悪化し八月朔日には重篤となる。このため芝藩邸において姻戚・縁者の松平隠岐守直定・因幡守定達・酒井右京亮忠重・京極対馬守高規・島津淡路守惟久が会談、直定は松平越中守定重と連署して、二日付で吉貴の参勤を「一家之者共」から願ひ出、幕府の許可を得ている。八月二日に報せを受けた吉貴は九月一九日に江戸に到着（綱貴の死去も九月十九日とされる）、翌晩老中に報告することや服忌について、吉貴と酒井靱負佐忠圍の間で書状がやりとりされている。

宝永元年（一七〇四）一月二十九日、吉貴は薩摩藩主の地位に就き、一月二十七日に薩摩守、十二月二日には左近衛権少将に任官し、二三日に高輪から芝邸に移っている。一方、徳川綱豊は二月五日に將軍綱吉の養子とされ、江戸城西の丸へ移ることになり、翌年三月五日には従二位権大納言に叙任された（家宣）。この年末年始にかけて吉貴の任官・綱貴の葬礼、家宣の將軍継嗣決定について近衛家との間で書状や進物がやりとりされている。

（二）襲封後の吉貴―藩政への意欲と職制・役格などの整備―

吉貴は宝永二年正月、花押を改め新しい花押を用いる。一一に日は島津家の旧例に倣い、綱貴代には国元でのみ行っていた吉書の式札を江戸でも行なっている。この年九月朔日に襲封後初めて帰国した吉貴は、一月には一連の条書を発して役向き全般や風俗の矯正など藩政への積極的姿勢を示した。宝永三年三月二二日には、ほぼ作事の済んだ鹿児島城対面所において、島津氏本宗家家督の相続に伴う系図・文書ほか島津家相伝の重物を閲覧している。

同年四月朔日付の一一箇条の条書及び年月日なしの吉貴仰出と家老からの申渡は、四月五日に国元を発つ前に藩内に布達されたものである。

その内容は、幕府の法令遵守・キリシタン禁制から士としての容儀・行動規制や儉約、役所での勤め方・風俗や農民支配以下多岐にわたるものであるが、特に吉貴仰出には格式の遵守、「組頭直触之格式此節被相定」「小組頭者御馬廻・新御番諸役人ニ被仰付等此節御格式被相定」「與頭中 御城ニ寄合、此節被相定」と示され、またこれをうけた家老の申渡した条書には、「馬之儀」「鉄砲之儀」に続けて「衣服定之事」「一〇箇条、「諸節句衣服定之事」七箇条、「名遠慮之事」九箇条、以下「無役之面々八月番之御家老宅・組頭宅、又ハ支配有之面々ハ其支配頭宅江稀々可罷出事」三箇条、「御家中儉約之事」二〇箇条、「出家成之事」二箇条、「士已下之者、士ニ対し無礼法外等之仕形ニ付而之事」「士之非仕形所行ニ付而死罪被仰付候者子共之事」「乱心者快氣仕圍出之事」各一箇条、「輕キ御直士其外不依何者、譜代之家来ニあらざるものを抱候而召仕様之事」六箇条、「養子違変之事」「縁組并離別之事」各一箇条、「士已下之者途中ニ而士ニ行逢候節、無礼之仕形於有之者、籠込又ハ路頭にさらさせ、又ハ手鎖可申付事」二箇条が示されている。

島津吉貴代に職制及び役格が整えられてきたことについては、『鹿児島県史』第二巻において「凡そ吉貴代に定まった任命についての形式により、若年寄以上は藩主申渡の役、大目附以下、後に示す處の役順に於いて小十人頭までを家老直申渡、即ち、直触の役、次いで、作事奉行・普請奉行以下を用入申渡の役とする」「（家老は）島津綱貴代には支配分かれず、凡べて表方支配の處、吉貴代に側方・勝手方・兵具所方・厩方・書院方を置くといふ」と指摘されている。原口虎雄は、吉貴代に「文物制度を幕府にならって藩制百般を改革した（中略）元禄期から享保期の頃にかけてようやく文物制度の中央化が現れたといっても、それ

は序曲的なもの」として八代藩主重豪時代の旧制の革命期の前史と位置付けている。⁽¹⁰⁹⁾ 芳即正は『薩藩史談集』の「薩藩の古風の振合いとは変りまして、多くは徳川家の制度にお倣いになりました」を引用、「薩摩藩政の武断主義的方向から、文治主義的方向への転換がはかられなければならなくなった。そこで吉貴時代の宝永・享保期から継豊の元文ごろまでにかけて、その切換えが行われたのである。こうして職制を整備し官僚機構を整えることによつて、文治主義的統治方針の徹底がはかられた」と指摘した。⁽¹¹⁰⁾ 西光三は吉貴の施政期を「幕府の職制・諸制度を手本に、その後の藩体制を規定してゆく職制・諸制度が整備、展開された時期であった」とする。⁽¹¹¹⁾ また吉貴代には諸儀礼関係も整備され、その死後においても定められた作法などが尊重されたと考えられる。⁽¹¹²⁾

重豪代に先立ち、吉貴代を藩政の大きな変化の時期と考えてよいと考える。例えば吉貴の宝永―正徳―享保、そして重豪の安永―天明期には、特に役職の改変・新設・整備がみられる。⁽¹¹³⁾ 齊官が近思録派を登用し、重豪代の役職を改変、その後重豪により肅正される文化五、六年頃にも大きな変化があるが、これは齊官の失権もあり一時的なものとなる。⁽¹¹⁴⁾ 吉貴から継豊代は、家格・役格など諸制度が次第に整備確立し、これに応じて諸儀礼の整理も進められ、従つてこの時期に前後して諸家の由緒・家格に関して記録所による多くの調書・吟味書が作成されたと考えられる。家格の上下を示すものとして特に重視された年頭座配(年頭御礼着座)は、後述するように宝永から正徳年間を経て家格・惣庶関係や諸役職の格が次第に整備確定された結果、享保九年(一七二四)七月に一応定められるが(藩主は継豊)、吉貴代の格式はその死後(延享四年)も尊重されている。⁽¹¹⁵⁾ その他の儀礼・武家社会の様々な規定、役人勤務規定や城下への規制など

の事例を集積し、かつ俯瞰する作業がさらに必要であろう。⁽¹¹⁶⁾

(四) 島津家の元服と吉貴

吉貴が関心を抱いていた儀礼⁽¹¹⁷⁾の一つに元服がある。

宝永六年(二月二八日付の「記録奉行壁書」⁽¹¹⁸⁾)には元服に関する規定として、藩主が直に髪を削ぐ場合(御直元服)、年頭座配に出席する家格の嫡子と庶子、座配に預からない家格の嫡子などの場合における書付及びその書付に捺す花押・印判について定められている。

享保二年三月一八日、継豊の嫡子益之助⁽¹¹⁹⁾は、江戸において「元服」(中刺)、佐土原藩主島津但馬忠就が加冠し「忠」字を授けられ、名を「又三郎忠頭」と改めた。これは吉貴の意向で行われたが、これに先立ち作成された正月四日付の記録奉行川上親央外二名連署覚書⁽¹²⁰⁾には、島津家代々の「元服」について「將軍家御元服之次第と者相替儀度、若従公義御尋之趣⁽¹²¹⁾有之候ハ、御返答被成方⁽¹²²⁾可有之儀候間、委曲相札申出旨被仰付、左ニ申上候」とあり、幕府からの問合せへの対応を念頭に作成したことがうかがえる。以下覚書には、初祖忠久は頼朝庶長子として元服したと記述、二代忠時から一〇代立久は「書留無之」、元服の次第など不明とする。一一代忠昌・一二代忠治は元服の年のみ記述し「委細之儀相知不申候」と述べ、一三代忠隆・一四代勝久は不明、一五代貴久についても元服の年のみで委細不明とする。一六代義久・一七代代義弘はやや詳しく「舊記ニ相見得」記述、しかし久保・家久については簡略で「委ク相知不申」とある。光久・綱久・綱貴・「總州様」(吉貴)については、記載は簡略ながら「御規式之次第者、御元服之記録ニ委ク相知申候」とあり、本宗家元服関係の記録が詳細に藩(記録所)に留められるようになったのは光久代以降であると推察される。

光久代から、元服における実名付にも変化があったと同覚書は記す。

即ち、家久までは「御家之字を御取被成、御實名御附被成候、御加冠之御方より御一字被進候儀者無之候」であつたが、光久代以降「御理髪之人より實名之一字を差上、御實名御附被成候」という。光久の際には家老島津久元（宮之城家）が理髪役であり、光久は初め「忠元」と名乗っている。記録所でも、理髪を担った人物の実名より一字差上るようになった経緯は不明とする。この他島津家の「御舊式」である天井折の使用も由緒は不明ながら嘉例として用いられてきたと記す。このため益之助には島津忠就より「忠」字が進められ、実名は記録奉行川上親央が下命されて勘考、「忠頭」と決定したのである。⁽¹⁵⁾

島津家の「元服」については、元文二年（一七三七）一月、改めて吉貴の指示に従い、記録奉行川上親央・相良長香が書き認めている。⁽¹⁶⁾これによれば、「元服とは当時將軍家から一字を賜り実名を改め、初めて官位叙任の時をいうこと（従って初祖忠久が源頼朝の命で元服、改名・任官したことが「御家御元服之基」であること）、二代から代々は無官で幼少での元服であつたこと、代々の年生は不定（一五から九歳の間）だが、光久代に九歳で中剃し、これが今までの嘉例となつてゐること、島津家で「元服」と呼んできたことは「中剃」であることなどが記載される。

享保二一年三月の益之助の「元服」に当たつては「當 公方様ニ者古風を専被遊事候故」対応を指示した経緯や、「天井折」について京都の近衛家やその他堂上方の故実詳しい者へ糺したことも記される。また家中の元服については「御加冠之御書付夫々之格式ニ應シ被下候事者 總州様思召を以被下事ニ而、其以前ハ無之事ニ付、以後者 又三郎様被成御覽、御家老中茂承候様ニと被 思召候」と記し、その他の事につい

ては何方から尋ねられても「御記録等有之」が、元服次第については詳細を知るものもないため、今後の照会に用立てるために記録を命じたという。吉貴が最前から元服次第に深い関心を有し、また規定したことがうかがえる。この結果、同年閏一月一五日付の川上親央・相良長香連署覚書では、九箇条にわたる元服次第が作成され「御直元服 御前元服等之人数江拜見可被仰付置儀」と記されている。⁽¹⁷⁾

（五）吉貴の時代―島津齊彬が羨望した人材と時代―

「齊彬公御言行拾遺 卷之五」⁽¹⁸⁾には「寝占丹波櫛木繁植セシ始末書御覽アラセラレシ時ノ御譚」として、農政に実績を挙げた家老称寝丹波清雄の事績を賞し、これが久しく江戸にありて名ある者と交流し学んで知見を広めたためであるとした上で、齊彬が次のように述べたという。

総州様（吉貴公）ノ御代ニハ能キ人多ク、夫故御政事モ行届キ、諸事ノ御規定モ付キタルモノナリトノ御譚ナリシトソ、吉貴公御代ニ諸事ノ御格式等御制定アラセラレ、重豪公御代ニ尚ホ御修成アラセラレ、近代マテ御循守アリタルモノナリ、

齊彬が羨望したような、人材豊かな時代であつたという評価が妥当かどうかはともかく（薩摩藩の政治的資質に欠ける門閥の問題もあるが）、前述のように吉貴代には、藩政機構の整備、文書管理の進展、家格や役格の整備と関わる諸儀礼の整備などが確認できる。そこには、近世前期の新田開発などの農政、享保期の上米への対応・享保内検の実施、琉球を通しての交易など、経済活動の進展と薩摩藩の人口増加、各役座での事務量の増大と多様化等に伴う行政的統治能力向上の必要性が、藩の役人に対してより求められたことなど、総合的な背景をおさえておく必要があるだろう。⁽¹⁹⁾

政策決定に関しては、吉貴時代の家老以下の検討、同時期の繼豊・宗信の動きなどと共に検討する問題と考える。また藩政を支える人材は、上級武士の島津氏一族や異姓の私領主、家老や若年寄・大目付だけではない。特に武家における二男家・三男家や別家の成立により、新たな家筋の形成と諸役職の人員確保がすんだことも挙げられる⁽¹⁰⁾。近世中期の家筋をまとめる記録所調書からは、近世初期の由緒が不明で、元禄期以降の系譜の調書もよくみられるが、あながちこのことと無関係ではあるまい。「重豪以前」ともいえる一つの画期として、吉貴の時代(隠居後も含めて)を独自に位置付け検討をする意味があると筆者は考える。

以下節を改めて、吉貴が宝永から正徳年間にかけて実施していく施策について、綱貴代に続く近衛家・徳川家との関係、次に藩内の政策として、綱貴代の課題の継承として薩摩藩武家社会の家格と規制を中心に検討しよう。

第二節 近衛家・徳川家との関係

(一) 島津家と熙子

亀姫死去後も、近衛家は島津家との関係維持を望んだ。遅くとも宝永三年(一七〇六)秋以前より、近衛家熙から、吉貴の娘満姫(満君)を猶子として、後に家久との婚礼を挙げる件が要望される。島津家側には遠慮があったため、家熙は伝奏へ申し入れ、江戸の熙子へもこの件が伝えられた。同年十一月、吉貴は満姫の近衛家熙の養女成と家久との縁組の経緯を述べ、亀姫死去以後、近衛家側から内々に「先祖以来之由緒」もあることから引続いて満姫の縁組が求められたこと、亀姫の死去後間も

なく引続いての縁組は遠慮されるが、近衛家から強い要望があれば対応する旨を述べている。熙子は伝奏や近衛家など関係者へ働きかけ、この結果一月二十九日、江戸城に登城した吉貴に対して、幕府老中より満姫の養女成及び家久との縁組が許可され、早速西の丸の綱豊・熙子夫妻からは祝辞が届けらる。二月七日付の平松時方や近衛基熙・家熙書状で、京都からも首尾良く縁組が許可されたことの喜びが伝えられた⁽¹¹⁾。近衛家・島津家双方に婚姻関係継続の意思があり、熙子がその実現に大きな役割を果たしたことは明らかである。

宝永五年六月八日、藩主として二度目の参勤で江戸へ着いたばかり(四日)の吉貴へ、間部詮房・堀正勝を経て内々に、將軍家から竹姫と忠休(繼豊)の縁組が打診される。吉貴は竹姫に不足はないが、できれば徳川家宣の实子または猶子を迎えたいという理由で断り、家宣もこれを受け容れた。ただこの際に「一位様(熙子)二者御氣之毒ニ被思召候間、相応之御縁組を御取被成候ハ、御満足可被 思召候」ので、忠休の縁組は相応の取組をする旨の内意が示され、松平長門守(毛利吉元)息女との縁組に至ったとある。忠休は元服後の正徳五年(一七一五)六月に同女と縁組、婚儀は享保八年(一七二三)四月二日に行われた⁽¹²⁾。熙子の島津家に対する関与の大きさは、この一件でも際だっている。

宝永六年、家宣の將軍宣下祝儀のため近衛家久が江戸に下向することになり、島津家も五月一三日に芝藩邸に招き饗応した⁽¹³⁾。幕府への許可申請も「格別之由緒」故に認められ、また家久の同行者交野時香も陽和院以来の由緒から招くことが許可されている。再三みてきたように、元禄から正徳期、綱貴代以来の「島津家之由緒」は両家の積極的接近、ひいては婚姻関係の成立と継続に大きな役割を果たした。勿論由緒のみな

らず、別の側面―両家の思惑の一致―も考慮すべきであるが。

(二) 薩摩藩の琉球支配と吉貴の官位昇進要求

宝永六年、吉貴は藩祖家久が中納言の威をもって仕置を命じ琉球国がよく治ったこと、光久は中将まで任官、綱久は侍従となるが部屋栖の内
に早世、綱貴も中将まで「漸々薩摩守家之威も薄罷成候歟と琉人共相
計候哉」との懸念を示した。そして今回の將軍代替りに際して、先年綱
豊(家宣)が綱吉養嗣子に命じられた時と同様に、琉球の使者派遣を無
用とされては従来の勤めも果たしがたく「家格も連々輕成行候歟と琉
人積候儀も可有之哉」と述べ、来年の琉球国の使者参府を訴えた。結局
間部詮房より本件は「日本之御威光」になるとの認識を得て、使者派遣
が認められている。⁽¹²⁶⁾

幕府の武家官位叙任選考規範「寛保三年御定」では、当時島津家(繼
豊)は仙台的伊達家と共に、少将より三〇年を経、五〇歳に及べば中将
も可能とされたこと、極位極官が従四位上・中将であり、將軍代替りの
慶賀使引率の「御用」を勤める場合、その功勞による官位昇進があつた
ことが指摘されている。⁽¹²⁷⁾

この規範成立前の事例として、推定宝永七年九月付の覚⁽¹²⁸⁾で吉貴は、
官位の低いままでは琉球支配の支障が懸念され、今度琉球使者を連れて
参府の際、吉貴の官位(宝永元年二月従四位下左近衛少将)昇進がなけ
れば今後の仕置にも影響が出ることを、今回琉球の両使(慶賀使と謝恩使。
中山王尚益即位による)派遣に際して、琉球に大飢饉と中山王居城の焼失
があり、吉貴の働きで使節派遣が可能となったこと、琉球支配に問題
が生じ兵船が渡るとなれば、清朝は必ず後詰の兵船を派遣するので、島
津家の手に余るようであれば、末代まで島津家の恥のみならず「日本之

恥辱」となるとして、官位昇進の願い出は自身のために言うのではない。
と主張する。また吉貴は、曾祖父光久は五〇歳に及び中将を命じられ、
昇進は遅かったが家久の琉球出兵から問もなく、進貢船を悩ませていた
海賊問題を解決させ、琉球人の不満なく仕置も滞らなかつたが、吉貴は
光久のような抑えになることがないので内々難儀していること、さらに
島津家は異国方仕置のため出費もかさむので、今回特別扱されねば奉公
の甲斐なきこと、島津家の家柄は「異朝之御仕置各別之訳」を以て特別
に命じて欲しいと主張している。ここには、島津家の置かれた異国船仕
置・琉球支配の特殊性とそのため権威―官位昇進の必要が前面に出さ
れている。⁽¹²⁹⁾ この要求実現のため、吉貴は近衛家に対しても、琉球支配
の歴史的来由・事情を説明して取りなし―叙任についての斡旋―を依頼
しているのである。

琉球の使者を帯同し藩主として三回目の参勤の途につき、宝永七年一
月一日に芝藩邸に至つた吉貴は、この後琉球使者引率を賞され、従
四位上左近衛権中将に昇進する。先の主張が聞き届けられた形である。
吉貴は宝永八年(正徳元)四月、朝廷(中御門天皇)へ昇進の祝儀の品々
を近衛家熙の執奏で進上、石井行豊からも祝辞が届けられている。⁽¹³⁰⁾

また正徳元年五月一五日の吉貴登城の際には、特に老中井上正岑より、
琉球国飢饉・中山王居城焼失への助力、宝永七年の琉球使者引率に対し
て、正徳二年の参勤免除(正徳三年参勤)を言い渡される。⁽¹³¹⁾ この後、正
徳二年の家宣死去・家継への將軍代替に伴う琉球使節(慶賀使・謝恩
使)派遣を翌四年実施(延期)することとされ、吉貴の参勤も併せて延
期される。⁽¹³²⁾ 正徳四年九月九日、再び琉球両使を引率・参勤した吉貴は、
一月二六日芝藩邸に到着、この功により一月二九日には正四位下に

加階⁽¹³⁾され、光久・綱貴の位階(従四位上) 超えることになる。

(三) 継豊の元服・島津家と朝廷との関係

吉貴は、嫡子忠休の將軍目見得を願い出るが、自身の病気や徳川家継側の支障もあって延期される。正徳五年三月一日に吉貴共々拝謁が実現し、忠休は家継の他に天英院及び家継生母月光院に対して銀子を進め、天英院も將軍拝謁を賀している。⁽¹⁴⁾ 同年四月五日、「又三郎忠休」は家継自ら元服を許され、諱字と松平姓を与えられ「松平大隅守継豊」と改名、従四位下侍従に叙任された。⁽¹⁵⁾

正徳五年は、吉貴の加階・継豊の叙任と島津家には慶事が続いたが、当然朝廷(中御門天皇)に対しては返礼がなされていた。吉貴の場合、朝廷へ黄金百両・絹三〇疋、継豊の場合黄金百両・絹二〇疋が進上されているが、⁽¹⁶⁾ ここにも近衛家は介在している。⁽¹⁷⁾

同年六月二六日、継豊と松平(毛利)吉元娘との縁組が幕府に許され、七月九日に吉貴は江戸を発ち国元へ向かった。⁽¹⁸⁾ 八月晦日に帰国した吉貴は、定式では来年六月中参附について、琉球使節を度々引率し参附したことを理由に、延期・九月中参府を継豊を通し幕府へ願い出、許されている。またこの間、近衛家久の後簾中となった満君が、一月三日に女子(延君)を出産し、吉貴は二六日付書状でその喜びを率直に継豊に伝えている。⁽¹⁹⁾ 島津家の慶事は続くかにみえた。しかし二月晦日、一七歳で満君が死去する。

(四) 近衛家瀨養女満君(満姫)の婚礼・出産と死去

話を満姫の婚姻と島津家・近衛家の関係に戻そう。正徳元年六月一日、満姫は江戸城に登城して、大奥で家宣・瀨子夫婦から種々拝領し、瀨子の側で閑談する。上京は翌年秋とされたが、当時江戸に滞在してい

た近衛基瀨も満姫の様子を瀨子から聞き満足し、京都は勿論江戸においても「満君」と唱えるように述べ、瀨子から家宣に達し許可された。⁽²⁰⁾ 吉貴は七月朔日に江戸を発ち帰国、家老島津仲休(忠雄)が先発し京都に向かつており、満君入輿の件を打合せたと思われる。七月十七日に伏見に到着した吉貴も、翌日に近衛邸を訪問している。⁽²¹⁾

島津家から近衛家の養女となる例は満君が最初である。満君上京に江戸詰家老島津久貫が同伴するため、交替に島津大蔵久明が参府することになり、江戸到着次第の將軍目見得につき、九々一三(田宮齡庵)・角野寿見などを通じて老中へ内々に申し出るべき旨、国元から吉貴の指示が伝えられ、早速口上書を調べ正徳二年七月二日に土屋政直へ提出することになった。この六月付口上書には、吉貴が昨年帰国に際して久貫は目見得を仰せ付けられたこと、今度「近衛撰政殿御猶子満君方当秋上京」に久貫が供をするため、交替に在府する家老島津久明にも目見得を命じていただきたい、という内容であった。土屋政直は、満君上京の件は了承しながら、目見得願いは先例がなければ難しいとしたが、これに対して九々一三からは、「古き家柄ニハ候得共、撰政殿御猶子ニ為被仰付鉢之儀、終有間敷」との意見が出され、結局この願いは内諾された。当月用番老中阿部正喬へも九々一三が口上書を以て参上、説明を加えて了承を取り付けている。土屋政直からは、「先例無之、新規之御願之趣」故に詳細を問部越前守(詮房)まで説明する必要があるとされ、江戸留守居の森川理右衛門(武宣)が問部方へ働きかけている。⁽²²⁾

正徳二年八月三日、再び江戸城に登った満君は、前年に比べ「諸事御丁寧之御取持」であった。家宣・瀨子夫妻は満君に対し好感を抱いていたようで、「去年より御成人被遊、万端御りはつ」「御見かへ被遊候、万

事おとなしき御仕廻」と褒められている。これらの状況は、江戸詰家老島津久明・久貫から国元の吉貴や於須磨に報告された。九月一八日に満君は芝邸を発ち、一〇月一四日に伏見に到着、二一日に近衛邸裏方（家久第）入りが予定されていたが、將軍家宣死去のため待機、晦日暁天に出て近衛第に入り、一二月二三日に家久が裏方に入り婚儀が行われた。前述の如く満君は正徳五年十一月三日に女子（延君）を出産するが、晦日に痘瘡に罹り死去する（光相院）。しかしなお近衛家では、島津家との婚姻関係を継続させたいと考えていた。

（五）満君死去後の島津家と近衛家

推定正徳六年（享保元年）四月二日付の「前摂政様御内意之覚」には、家久が二度の不幸にあい、いまだ家督を嗣ぐ若君もないため、本来ならば上臈を召仕うべきだが、当時堂上の息女中に相応の者もなく、地下の娘でもし出産の場合、「当地並々之地下」では支障があること、薩摩藩家中の娘であれば、格別のことで「万事御心易」、出産の場合でも遠国の故、何の支障もなく幸いであるので了承されたいこと、もし同心されなければ幾度でも申し入れる、と記されている。

同年三月一六日、薩摩藩の弟子丸與次右衛門から高橋外記を通じて、家久・満君居宅（御裏方御殿）で使っていた男女は引取り、以後延君は近衛家側で介抱して欲しいこと、御裏方の道具は残らず近衛家の蔵へ納め、処分は勝手次第にされたいこと、御殿についても同様に処分は一任することが申し入れられ、別に延君介抱について、御台所御用の加勢として、延君が成長し縁付くまで一箇年に米六百俵（薩摩藩では現米二百石相当）を五月・十二月の二度差し上げることがを伝えている。近衛家家司らはこの件を歓迎し、延君養育の介抱に当たる老女も御裏方年寄の中か

ら一人、若女中の中から二三人を雇いたい旨が、三月付の高橋外記宛書状で伝えられた。島津家からは八月二二日に家老種子島伊時（久基・比志島範房連署書状）には、延君へ表向米六百俵進上に加え、金子二百兩を婚札するまで年々進上する吉貴の意向を伝え、近衛家家司から翌日返礼されている。

近衛基熙は享保七年（一七二二）六月一五日落飾、九月一四日に死去する。二六日付で国元の島津継豊に宛てた近衛家久書状案には、「相互之遠祖往昔之由緒」故、祖父基熙の在世中、綱貴以来の恩恵をうけてきたことを謝し、家久へも内々に毎年助力を得てきたがこれは返却し、基熙の分を以後も父家熙へ進めてもらいたいと申し入れている。継豊は一月二日付書状で本件について、家熙へ差し上げる儀は勿論、家久へ進上分についても従来通り差し上げると返答した。一二月二日付書状で先の依頼につき念を押ししていた家久も、一二月三日付で返礼を認めている。

近衛家にとっては、以後も島津家による米穀・金銭などの助成が期待された。島津家にとっても、吉貴の官位昇進運動や宗信死去直後の藩記録所の調書からわかるように、近衛家との良好な関係維持は、官位昇進や禁裏への取次の便宜上必要と認識されていた。勿論、公家文化への憧憬もあったかもしれない。享保九年八月四日、吉貴五〇歳を賀し継豊は近衛家久に和歌を求め（清書は近衛家熙、他に平松時春・石井行康らも共に詠む）、屏風仕立にしたものを得ているが、その一方で近衛家側でも島津家から主水正・主馬首作の太刀を献上され返礼している。いずれにせよ、相互の由緒を理由に、内々に便宜を図る関係が維持されたといえよう。文化二年（一八〇五）にも京都留守居を通じ、近衛家との由緒

について近衛家保管日記類の調査が行われている。⁽¹⁵⁾

(六) 島津家と天英院

龟姫・満姫(満君)が近衛家久と結婚した前提には、近衛家でも再認識された島津家と近衛家との由緒があつた。特筆されるのは、島津光久継室の陽和院や徳川家宣正室熙子(天英院⁽¹⁶⁾)といった、近衛家に関わる女性⁽¹⁷⁾が、島津家と朝廷・幕府間において大きな役割を果たしたことである。

宝永六年三月二十五日、吉貴正室松平氏から家宣・熙子夫妻への「女使」(女中御使)による献上の願い出が許され、四月二日に行われた。⁽¹⁸⁾

同月一三日には正室松平氏が相模湯本温泉での療養を希望し多くの士・足軽を連れて療養に赴くが、事前に幕閣の許可をとるだけでなく、熙子の了解もとりつけ、出発に際して餞別を与えられたように、島津家側も常に熙子との親密な関係を維持することに努めている。⁽¹⁹⁾

正徳六年四月には正室松平氏に対して、天英院への祝儀・礼などの進上物や不時の進上物、天英院付の女房(岩倉・梅園)への贈与については、天英院の思召により以後無用とされている。⁽²⁰⁾ 同月晦日に將軍家継の死去が公となり、五月には新將軍吉宗が本丸に移徙し、江戸の繼豊は起請文を認めている。六月二十七日には嗣位の式が行われ、吉貴名代の家老島津久當が登城、繼豊も登城し拝謁を済ませている。七月朔日には「享保」改元が示された。国元から吉貴も参勤、九月一六日には吉宗に拝謁している。⁽²¹⁾ 以後將軍交替に関わり新しい動きがでてくる。

例えば、前述のように吉貴は幕初以来の琉球との特殊な関係を白らの昇進や参勤延期に効果的に利用していた。享保三年九月の参勤(藩主として通計六回目)では実に三度目の慶賀使を引率するが、この際には吉貴の官位昇進や慶賀使への饗心などもなく、幕府から賜る米も正徳二年

の両使引率の三千俵に対して二千俵とされている。⁽²²⁾

しかし天英院についてみれば、吉宗もその意向を軽んじたわけではなく、また西の丸移徙後の天英院と島津家との関係についても、親密な内容の書状の往来が確認できる。⁽²³⁾ この天英院の強い意向により、島津繼豊継室に徳川將軍家養女の竹姫(浄岸院)を迎えることになるのである。⁽²⁴⁾

第三節 薩摩藩武家の家格と規制

(一) 藩内諸家の系図・文書の調査

幕府の「寛永諸家系図伝」編纂事業を契機に島津氏の家譜編纂は開始され、明暦三年(一六五七)には「島津家世録正統系図」(後に増補され「新編島津氏世録正統系図」)。以下「正統系図」が編纂され、島津氏支流も正保年間(一六四四～四八)に「御支族系図」が編纂された。寛文九年(一六六九)春には綱貴の命で、島津一門及び他家で古昔から一所を領したまたは家老職を勤めた二四家の系図・文書・諸記録をもとに「新撰系譜」が編纂される。⁽²⁵⁾ 元禄七年(一六九四)には引続いて諸家の系図・文書の再撰吟味がなされ、藩内の多くの系図・文書が収集筆写されたが、元禄九年四月の大火により多くが焼失したため、翌年年以降、再び調査収集が再開され、同一四年一二月には島津氏家譜編纂の再開(続編「正統系図」編纂)が記録奉行田中国明から申請され、宝永二年(一七〇五)には光久譜の編纂開始(家久譜は概ね同年八月までで終わる。光久譜は同七年八月終了)、さらに綱久・綱貴譜編纂と諸家の家筋吟味を目的にして、宝永三年には再び全藩規模での系図・文書の調査収集が実施された。

特に元禄一〇年、あるいは宝永三年の調査においては、調査以後に由

緒を申し立てても無効であるとされたことが注目される。これは、綱貴から吉貴の時代に関わる通達であるが、一七世紀末から一八世紀初頭の藩内政策、特に島津氏を中心とした武家の序列化・家格確定とそのため基礎的作業（情報集積・家筋認定）がみてとれる。元禄一五年二月には、小番の家格調査が記録所により初めて実施されることになり、正徳三年（一七二二）七月に、正保以来の島津氏支族系図の継続が命じられている（『新編島津氏世録支流系図』。以下「支流系図」）ことは、この藩の課題に対応したものと見えよう。これらの経緯から、諸家の由緒・家筋を吟味し家格を確定する役割を記録所は果たすようになり、また諸儀礼の場での上下や規式についての判断基準を求められるようになる⁽¹⁶⁴⁾。

天保五年（一八三四）の記録奉行相良甚太夫・篠原善助連署吟味書には、綱貴在世中、島津氏支族をはじめ諸士全ての家筋を調査を実施するつもりであったものの、確定するまでに至らなかったため、吉貴が継承し正徳年間（一七一―一六）において次第に家筋連名、家格とそれに応じた進上物などの規定が定まったとある。一七世紀後期の藩主綱貴・吉貴が、増大傾向の藩内諸家の整理・家格や儀礼における格式の確定を課題としていたことを示している。

（二）吉貴二男忠五郎・三男小源太の誕生とその扱い

継豊は側室名越氏（於須磨）との間に生まれたが、満姫と共に正室松平氏の子として披露目が行われ、宝永二年六月、吉貴が襲封後の初帰国に際して幕府に届けた覚書には「薩摩守実子惣領」と明記される⁽¹⁶⁵⁾。

宝永四年四月二〇日、江戸では於須磨が二男忠五郎を生む。吉貴は五月朔日付で、島津家において二男よりは代々家来の格式であり、「以前者幼少之内取持重キ事共候得共」、忠五郎は二男相應の格式であること、

以後この二男の格式即ち家来の格式が乱れぬように家老中へ示達している。「幼少之内取持重キ事」について、吉貴が何を念頭に述べたかは不明だが、藩政初期には二代藩主光久と同年生まれの異母弟・忠朗（加治木島津家祖）をめぐる、生母鎌田政重娘やその縁者らと家久・光久の確執が伝えられており⁽¹⁶⁶⁾、あるいは吉貴自身の経験も含まれていたかもしれない。

帰国を許された吉貴は、宝永四年七月朔日に江戸を發ち、一七日に伏見に到着、ここで吉貴に先立ち江戸を發った於須磨・忠五郎母子に再会、以後吉貴と於須磨母子は前後して鹿児島に向かった⁽¹⁶⁷⁾。忠五郎は同年一月朔日付で加治木島津家久連の養子とされたが、翌年一〇月夭折している。余談ながら、この後久連も正徳二年七月に早世、享保一四年（一七二九）一月三日に継豊の子善次郎（久門・享保一四年二月一日生。兄宗信を継いで七代藩主・重年）が久住（久連の父・久年）養子となり、久住死去（享保一四年七月）後に同家を相続する。

宝永五年一月には吉貴三男（二男）・小源太（久典・貴儻）が生まれたが、小源太は当初「末川」の名字と「二階菱」を家紋とされており⁽¹⁶⁸⁾、名字でも明らかに本宗家と区別される。小源太は正徳元年一〇月三日、垂水島津家の忠直跡（宝永八年六月死去）を相続することになるが、同年一月二三日付の島津氏全体への規制により、以後嫡子以外に「島津」名字・「十文字之御紋」を認めず、二男以下に「末川」号と「二階菱」紋の使用が命じられる。これは、島津氏一族における名字・家紋規制の早い例といえる。小源太は、正徳六年二月二二日付で父吉貴から加冠され「玄蕃」を名乗る⁽¹⁶⁹⁾。

なお「末川」の号は、享保一十九年九月三日に磯で生まれた異母弟（母

は郷田兼近娘・於幾・壮之助（忠紀）に対して、九月九日に久典から授与されることになるが、この後元文二年（一七三七）三月には壮之助が（忠五郎死去・久典の垂水家相続により）吉貴の二男とされ、越前島津家跡を相続し、「末川」の号は、貴儔（久典）二男・久救に始まる二男家が号し、「二階斐」を家紋にしている。

（三）官名・通称規制

宝永四年七月、薩摩藩内では名乗りに対して規制が通達された。即ち、藩主兄弟衆や城代以下大目付以上は国名を付けても苦しからず、百官や幕府官職名は番頭・番頭の嫡子、藩主兄弟衆（但し光久の子や城代以下大目付と同名は遠慮）、組頭は大勢故に同名でも改名に及ばず、幕府老中や同格、京都所司代・大坂城代・若年寄及び近国の大名や「身近キ御一門様方」の名は禁止されている。但しこれは、前述の吉貴仰出に基づく家老からの申渡に、既に「名遠慮之事」九箇条が出されており、改めて出されたものとも考えられる。

享保九年二月には、寄合以上の「官名附」で名の唱えが特に耳立つ類の名を無用とする通達が出され、寄合以上でも無役の者は官名である必要はなく、「不耳立名」とされ、下屋敷に呼ばれた平田平太左衛門（位充）に対して以後名替の場合に糺すよう命じられた。当時藩主は継豊で二度目の在国中であつたが、この通達について、平田の判断では決し難いため、平田から山口五太夫を経て、「総州様（吉貴）」により決定されている。実際にこの規制の主体が前藩主吉貴だったことは明らかである。

（四）名字・家紋・実名字・姓の規制

正徳元年一月、まず「島津」号の規制が命じられ、同時に特定の家を除く二男家以下の名字（家号）が定められ、十文字紋の使用も二月

三日及び二六日付で垂水島津家の小源太及び周防（久儔）宛の二男以下の規制（本十文字紋使用禁止）がなされた。

家号については、さらに正徳三年六月一六日及び七月二五日付で、川上・佐多・新納・樺山・北郷・町田・伊集院・山田・桂・喜入・龜山・碓山・大島・義岡・迫水・阿蘇谷・相馬・石坂という島津氏族で「島津」と別号の規制や、実名字への「忠」「久」使用規制も実施され、各嫡家が庶家の名字の吟味も行い報告するように指示され、概ね同年冬から翌年に庶家に通達・改号が実施されている。

家紋については、元禄期（一六八八～一七〇四）における定紋確定の動きが確認される。また、例えば元禄一七年二月九日には、国元において島津綱貴が、島津求馬久房（光久庶子）に対して、自ら衣服の紋を書いている。それは「十文字之縦横少尖頭」で「出圏外」、「圏形内円、外如花輪」という図であつた。島津氏本宗家二男家の垂水家・加治木家及び島津久儔家（花岡）及び吉貴代に成立する一門家・越前（重寛）家と和泉（今和泉）家には本十文字紋が認められ、三男家官之城家の場合には特に吉貴の意向により認められたため、元来二男家とされた日置島津家についても、本十文字紋使用が認められることになる。

実名字の規制は、正徳元年一月の「島津」名字規制において、嫡家に「久」字を許可した例があるが、島津氏支族全体に対して通達されるのは、正徳三年三月二五日付である。この規制も、各支族の嫡家から庶家に通達されている。この結果、初祖忠久に因む「御家之字」の「忠」「久」字のうち、「久」字が嫡子と二男まで許可されたのは、本宗家二男家とされた垂水・日置島津家と島津久儔家であり（加治木家は本来該当するが当主不在）、本宗家三男家以下と明らかに差別化されている。嫡家

または格式によって許された庶流嫡子までが「久」字を免許され、二男以下は主に各流の始祖に因む別の字を指示される。

また島津氏族ではない中世以来の有力国人の流れを汲む敷根・種子島・頼娃氏にも「久」字は許される一方で、正徳三年の実名字規制は、島津氏支流諸家を対象とするが、一方で異姓の家にも適用されていく。

実際には、吉貴の規制以前から、異姓の者への「忠」「久」字使用について、一々代替り毎に許可を得る必要が求められている（佐土原藩の事例）。いずれも島津家の初祖・忠久やその父とされた源頼朝の「忠」「頼」「朝」字と、徳川將軍家の名乗り、家久から綱貴の歴代藩主の名乗りに関わる字も一切禁止されており、以後も継続されている。

島津氏支流において新たに二男家や三男家がたてられた場合の「島津」号の可否・別号指定や、「久」字の可否、家紋の指定などの事例も挙げる事ができる。例えば加治木家の場合、享保一九年六月二五日付で当主久年に対して、二男助左衛門（久亀）の嫡子まで「島津」号許可、助左衛門二男家以下は「谷崎」、三男左膳（久貞）と久年養子善次郎（継豊二男・久門）に後年二男以下が出生の場合は「村橋」と名乗ること、十文字の紋は加治木家家嫡と助左衛門家家嫡以外は無用と通達されている。

なお後年、本宗家二男家で同格の御一門（二門家）とされた垂水家や加治木家には「忠」字が認められず、吉貴の庶子をして再興された越前（重寛）島津家・和泉（今和泉）家の当主に「忠」字が認められたことは特筆される。ここには、より新たな脇の物領家の考え方が如実に反映されている。但し垂水家を相続した小源太（久典）に対して吉貴は、特別に「貴」字を与えており（貴備）、これは同時期の貴備が、島津氏支流を

代表する立場であり、また越前島津家や和泉家を相続した壮之助（忠紀）・三次郎（忠卿）の兄に当たることなどの事情も考えられる。

姓については、正徳四年正月一八日、光久代に藤原姓から源姓に改めたことから、光久代以前は庶流も藤原姓、以後は源姓の方針が出された。これは他国の者から尋ねられた場合でも、藤原姓が初祖忠久と近衛家との特別な訳（契子）によるものであり、初代藩主家久までは藤原姓であったものの、島津家は源姓であり、二代藩主光久から源姓に改めたので、光久以前の庶流は藤原姓、以後は源姓であるように返答すべきことが指示されている。

（五） 家の新設・由緒による家の再興事例

① 郷原家

吉貴の事績として、武家の新設・再興を例示する。比較的早い事例としては、吉貴が元服以後初めて帰国した元禄八年九月二七日に、自身の御弓親である島津助之丞（忠守）宅を訪問、忠守二男又十郎忠雄に加冠、忠雄は赤松氏養子となる（次郎右衛門則恒）が、後に本姓に復して吉貴から家号・実名を拝領、「郷原金太夫兵雄」を号す。正徳三年一〇月一六日に別立して寄合格の家とされ、嫡子代々「久」字、二男以下は「兵」を実名にし、自身は「久兵（ひさたけ）」と名乗った。しかし竹姫が享保一四年一二月一一日に継豊継室として入興する直前の一日、「兵（たけ）」の唱えに遠慮があり、内意を伺い「雄（かつ）」字が与えられ（久雄）、二男以下は通字「雄」を命じられている。久雄は延享四年（一七四七）七月二二日に勝手方・琉球方家老となり、翌年正月に辞職している。

② 迫水・義岡家

宝永六年八月一三日に藩主として三度目の帰国をした吉貴は、九月から一〇月にかけて島津氏支流で断絶した家の再興を行う。九月九日には、寛文一〇年（一六七〇）に外城士忠治が死去して後に相続者のいなかった迫水家（島津忠国五男忠経を祖とする）を納戸奉行堀之内知重に相続させ（久敦）、併せて外城士の家格を捨てさせ、いわば新興させた。また同日、明暦二年（一六五六）に久伴が死去して後五〇余年断絶していた義岡家（忠国弟の豊久を祖とする）も、鎌田政信をしてその跡を相続させ、名乗りを源右衛門から左平太忠守と改め、家紋が与えられた。興味深いことに、いずれも記録所から家に関わる系図・文書を受け取っている。

正徳年間の島津の名乗りや島津氏支流諸家に関わる諸規制が打ち出される直前、吉貴の指示によって由緒に基づく家の再興がなされたことは注目される。

享保六年五月九日、右京（久守）に対して、預け置かれていた伊集院・日当山・川内高城の内の計五〇石の拝領が「御取立之家」故に認められている。なお義岡久守は、享保六年に吉貴が継豊に家督を譲り、鹿児島城下屋敷作事が始められた際に、隠居方役座（下屋敷長屋に建てられる）詰の隠居方役人とされている。久守は享保九年に家老職に就き、同一三年七月二十四日に在職のまま死去した。

③薩州家三男家・忠清一流

宝永六年一〇月一六日には、新納久珍（家老。宝永七年二月一〇日自害）の二男久基（元禄七年七月生）をして、九〇年間断絶していた薩州家島津忠清（義虎三男・母は義久長女御平）跡が継承され（島津六郎次郎）、吉貴からは家紋も授けられている。これは同家祖忠清が慶安夫人（家久夫人・光久生母）の実父故であった。正徳元年一月二二日には、同家

二男以下の家号が「栗川」とされているが、これは垂水家や島津周防（久備）家と同様の規制によるものである。享保六年五月九日、義岡久守と同様に「御取立之家」故、島津六郎次郎（久基）に対して薩州家三男家・島津備前忠清後嗣として高五〇石の拝領が認められている。

但し同家は、久嗣（久基）が早世したため再び断絶する。吉貴は二階堂八大夫行明の二男を久嗣の後嗣とする。これが島津権左衛門久道（久隣）であり、吉貴が隠居した後は隠居方用人を経て若年寄を勤める。その子久健（久智）は明和二年（一七六五）七月に大目附から家老職に転じている。

④平岡家

平岡之品（久品。五郎右衛門・八郎太夫・内匠）は島津中務久茂（宮之城二男家）二男・織部久達の二男であり、享保五年一月二二日付島津久武証状により、「平岡」家号を新規に命じられながら、姓が決まっていなかったこと、願い出により以後姓については、兄の島津内蔵家の用いできた「藤原」とすることが達せられた。

「国老用人記」（島津家本）には享保一二年五月一五日に「平岡」家号を賜るとあるが、「支流系図」尚久一流系図に吉貴の命による別家を立て実名字を定めた記事がみえることから、正徳年間を下らず、あるいは宝永二年一〇月二八日に島津五郎右衛門から平岡に改められ、享保一一年五月一一日に家老に就いたという「国老用人記」所収の異本の記事の方が近いのだろう。事実この五月二二日に家老座での活動が確認できる。平岡之品は継豊の御側家老として活動するが、同役伊集院久矩と共に享保二〇年八月九日「依訳」罷免され、平岡家は小番とされている。この平岡・伊集院の罷免一件は、真相は不明ながら、吉貴と継豊の関係

にも関わるものと推測される（後述）。

以上、これらの事例は吉貴の意向により、別家をたてあるいは由緒による家の再興を認められた事例であり、彼らの多くは吉貴・継豊側近として活動したものと推測される。一門家以下の諸家の家格だけではなく、薩摩藩家老以下の主な役職を占める家筋やその変遷、近世に再興または新設、または家筋に関わらず登用される人物の検討が必要である。

第三章 隠居—藩主継豊と国元の吉貴

第一節 吉貴の隠居と新藩主継豊

(一) 吉貴の隠居

毛利吉元娘と縁組した継豊は、正徳六年（一七一六）二月二二日には幕府の許可を得て前髪を剃り、同年の將軍交替時には嗣子として登城し吉宗に拝謁、翌享保二年（一七一一）三月一日の武家諸法度交付により吉貴と共に登城、同年九月一二日には領知判物・目錄を帰国した吉貴に代わって拝受しているように、島津家世嗣として公の場での活動が次第に顕著となる。

一方吉貴は、享保三年九月の参勤・琉球慶賀使引率後、翌年六月一六日に江戸を発ち、伏見・大坂を経て七月二六日には輶に着き、ここで乗船したものの不快のため陸路下関に向かい、鹿兒島城へはようやく一〇月二八日に到着した。⁽¹⁹⁶⁾ 享保五年二月、吉貴は持病で眼が霞み、昨年の病氣以来身弱となり、手が震え書判に不自由するため、公用の老中に対する書状では従来通り書判を用いるが、それ以外は印判の使用を申請し

ている。⁽¹⁹⁷⁾ この後六月二三日に、吉貴は通算一三回目、藩主としては七回目の江戸に向けて出立した。⁽¹⁹⁸⁾ 九月一二日に芝邸に到着した吉貴は、かつて綱貴が行った如く、部屋栖料五万石を継豊に分け、継豊の初帰国願いを幕府に申請し許可されている。継豊は十一月五日に江戸を発ち、一二月二九日に出水に到着、翌年元日に出水を発ち鹿兒島城下屋敷に入っている。⁽¹⁹⁹⁾

吉貴は着々と隠居へ向けて準備している。一二月三日付の継豊宛吉貴書状には、吉貴が別紙の隠居願を九日に老中戸田山城守（忠真）へ提出し、病身を理由に来年の継豊参府の際における隠居と家督相続を内願したこと、戸田からは一日に、来年まで間もあるので養生し、快方に向かわない場合相談する旨を伝えられたこと、この件は吉宗まで達していること、本件はごく内密にすべきことが認められている。⁽²⁰⁰⁾

享保六年二月一七日以降、国元御用は吉貴は取扱わないことが国元に伝えられている。家督相続の意志を固めた吉貴による、事実上の権限の移譲である。三月一六日付吉貴書状でも、継豊に対して「公儀御用筋」は指図するがその他の家中諸用まで聞いては養生の障り故、以後継豊が決裁すること、本件が江戸詰の比志島範房や名越恒渡から国元家老へ通知されていることが記されている。⁽²⁰¹⁾ 継豊は三月一八日に国元を発ち、五月一日に芝邸に到着するが、この間、四月六日付（前日筑前藍島を通過）返書で、吉貴の意向は受けるものの、了簡に及ばない場合は相談する旨認めている。⁽²⁰²⁾

六月三日、吉貴は隠居願を提出し継豊への家督相続を願い出、九日、継豊と吉貴の代理鳥居忠利が登城して許しを得た。江戸家老から国元家老へは、鹿兒島城下屋敷惣出仕・継豊への祝儀言上と本丸惣出仕・吉貴

への祝儀言上、この披露目当日以後、繼豊を「太守」と呼び吉貴は「薩州様」と呼称し、書状でも繼豊を先に記すこと、本丸への繼豊役座移し、下屋敷作事と隠居方役座設置、「磯方」は隠居方に付せられること、さらに国元の御納戸道具は全て隠居方御用はなく御家督方となることなど、藩主交替における一連の指示がなされた⁽²⁹³⁾。吉貴は当初隠居料として一万石でよいとしたが、繼豊は部屋栖料だった五万石を主張し、結局二万五千石以上は受け取らぬ、という吉貴の意向で決着している⁽²⁹⁴⁾。

同日、城代家老以下諸役人に対して、従来通りの勤務継続が指示されている。これは吉貴の家督相続において、諸役人一同に役儀断りを申し出たこと(この理由や背景は不明)も配慮されてのことであった。藩主交替による役人の辞職交替から、藩主交替に左右されない体制が意図されたものと推測する。吉貴方御側中通の者は、隠居方勤務の者以外は家督方勤務とされ、以下側方家老島津久兵(豊州家島津家)の加判座席、前年一月に江戸で家老職となり「段々役断之訳も候」名越恒渡も、「此間側方之儀勤馴故」側方勤務とされ、一方で比志島範房は隠居方勤、加判役免除で家督方家老の次席とされ、新体制での家老以下の配置・序列確認がすすめられていく⁽²⁹⁵⁾。吉貴は六月九日に、「総州」(上総介)への改名を繼豊を通じて願い出て一日に許可され、これも国元へも通達される⁽²⁹⁶⁾。六月一日には、吉貴から繼豊に対し島津家重物の系図・文書や宝器が譲られる⁽²⁹⁷⁾。繼豊は、吉貴が病気を理由に登城などの勤めを果たさなかつたことを理由に、来年まで在府する旨を老中戸田忠真まで伝える⁽²⁹⁸⁾。

繼豊は七月九日に登城、將軍吉宗へ襲封の札を述べ(島津久典や家老以下の九名も吉宗に拝謁)、また天英院にも金品を献上した。同日、国元

へ対して繼豊が袖判の直書を認め、また家老島津久兵・種子島伊時(久基)・名越恒渡が連署し国元任置について「総州様御代ニ被定置通を不被改」ように指示している⁽²⁹⁹⁾。このように、吉貴から繼豊への家督相続時には、人事を含め藩政全体に混乱無く引継がれるように配慮されている⁽³⁰⁰⁾。

吉貴は自らの葬儀についても言及し、六月一日に芝郎において、比志島範房・相良長以・山元仙太夫に対して、逝去が江戸の場合大圓寺(位牌は国元では浄光明寺)、国元であれば浄光明寺とし、遺体は(吉貴が火葬を嫌ったため)土葬にすること、弔いは光久・綱貴の三分の一程度にするよう指示している。この時期にこのようなことを示すのは、隠居し「御一世之儀迄被遊御仕舞被召置 思召」たからという。浄光明寺への埋葬または位牌については、同寺が「御家五代目迄之 御先祖様 御位牌 茂被成御座事」故「御寺之余勢」になるであろうとのことだった⁽³⁰¹⁾。これらは山元仙太夫により国元へも通達される⁽³⁰²⁾。

吉貴の帰国についてはこの間内々には許されていたようだが、八月に繼豊から幕府に対して、御札の登城もできない状況であること、それ故国元での湯治療養を願い出、回復したら参府して御機嫌伺いを行いたい旨の何書が出され、翌年正月二五日付で改めて帰国養生の願書が出され、二月七日に帰国が許された。吉貴は一六日に芝郎を発ち、四月二一日に鹿児島に到着、直に「大磯之館」に入った。隠居方家老比志島範房らが随行している⁽³⁰³⁾。以後、吉貴は二度と江戸に赴くことはなかつた。

享保七年一〇月一日、繼豊から幕府老中宛に、吉貴の病氣回復が思わしくないことを理由に参府延期が申請され、了解されている。翌年一月九日、再び繼豊(同月朔日に二度目の帰国をした)から吉貴の参府延

期が願ひ出され、享保九年正月一三日及び二月八日付で幕府老中が了解の上、内々に以後毎年の伺いは不要で、六七年後にも全快し参府の意思があれば何う旨示された。これは、かつての光久の参府延期が幕府に認められなかったことに比べて格段の厚遇といえる。享保十一年一〇月においても、吉貴の眩暈が治らず参勤延期が願ひ出されている⁽²⁴⁾。

この間、継豊は享保六年一二月一八日に侍従から左近衛権少将に転任し、内裏へは黄金百両・絹三〇疋を進上したが、これも近衛家久の執奏によるものだった⁽²⁵⁾。享保七年四月一三日、襲封後の初帰国を許され、当分(仮)養子に実弟島津玄蕃久典(垂水家・貴備)を養子に願ひ出、また先例に倣い京都所司代への御機嫌伺い以後に近衛家訪問を願ひ出ている⁽²⁶⁾。継豊は五月二日に江戸を発ち、一八日に伏見着、一九日に近衛邸を訪問した。この間、近衛家久は左大臣に転任しており、これらを祝う継豊と近衛家久や天英院、また在国する吉貴と天英院側との書状が往来している⁽²⁸⁾。継豊は翌年参勤し、四月二一日、毛利吉元娘との婚儀を芝邸で挙げた。九月二七日に再び久典を仮養子として帰国、一二月朔日に蒲生から大磯へ至り、吉貴に謁して鹿兒島城に入っている⁽²⁹⁾。

(二) 年頭御礼着座と家格・役格

享保九年七月、年頭御礼着座(年頭御座配を改めた)について、正月三日に対面所客居の方に一流に着座が命じられた。この段階では、島津兵庫(加治木家・久年)、玄蕃(垂水家・久典)・左衛門(日置家・久甫)、周防(花岡家・久備)、川上一学(久東)、島津図書(宮之城家・久倫)・内膳(豊州〔黒木〕家・久兵)・中務(永吉家・久貴)の順で、宮之城・豊州・永吉家は同格・三年交替とされた(また役格・嫡子役格・年次などで規定あり)。以下諸家二五家につきそれぞれ記され、この他に書院での対面

も対面所に準じて客居の方に一流とされている。なお花岡家の久備・島津大蔵(久春。本宗家準二男家)については「島津周防殿今度一所持二被仰付候付而、御対面所着座被仰付候、左候得者、御書院二而之上座三者島津大蔵罷出答候」とある。以下注目される点を三点挙げれば、①従来対面所では客居・主居に着座していたため城代・家老以下の者が「常式列座之席より引下り相詰」ていたが、今度客居一流の着座となったので、平生藩主出座の通り主居の方へ列座するように(書院でもこれに準じる)とされていること。②島津久年(綱貴弟)・久備(吉貴弟)・久典(継豊弟)については家格ではなく「右三人格別之御間柄」故に、その身一世は太刀進上を御座之間で行うとされたこと(嫡子よりは家格の通り対面所で進上)。この三人の家格は「兵庫殿・玄蕃殿・周防殿」、つまり加治木・垂水・花岡家の順だが、「当分之御取持」により(家筋には関係なく)久年・久備・久典とされている。久備の嫡子・大学(久品)は、家格の場にて定められたように日置島津家の次に太刀進上とされている。③若年寄・大目付は従来正月三日だったものを、以後家老同日の元日に太刀進上とされていることである⁽³⁰⁾。

このことから、以下の点が指摘できる。一つは、近世初期以来の家格をめぐる座の上下争いに一つの回答を示し、また役格と家格のバランスに苦慮しないようにされた点、次に家筋とは別に、本家との間柄をもって島津久年・久備・久典の扱いが示されている点、そして家格による太刀進上よりも家老以下大目付以上の役職が先ず新年の藩主への儀礼に与るようにされたことである。

同年七月二七日には、この年頭御礼着座にほぼ準拠して、八朔の進上物と場所が定められたが、⁽³¹⁾ここでは対面所以外に菊之間・虎之間での

進上物規定が記され、特に名越恒渡・義岡久守・平岡之品ら六名は従来中紙を進上してきたが「大御目附以上御役之儀、格別之儀」故、諸地頭同前の中紙進上では「御役ニ付不相応」として太刀・馬を進上、以後一所持・一所持格でない者が大目附以上の役に就いた場合は家筋に構わず太刀進上、とされている。

このことから役格、ことに大目付以上の役を高く位置付けようとする意図が推測される。前述したように、既に同年二月には、寄合以上の「官名附」に規制が加えられ、同時に寄合以上でも無役の者は官名である必要はないとされている。またこの規制の主体は吉貴だったことを考え併せれば、年頭・八朔の規定にもその意向が反映されていたと考えることができる。

継豊は二度目の参勤に二月二十六日出発、翌享保一〇年二月二十五日に高輪藩邸に入り嫡母（吉貴正室・松平氏）にまみえ、芝邸に到着している。同年二度目の帰国途中、継豊は鎌倉の古跡を見学して二月二十六日に鹿兒島城に到着している。

(三) 下級藩士の家格・身分変動の規制強化ほか

継豊は、享保一一年七月、座附士を表方へ召出し、外城衆中を鹿兒島士に召し成し、一身者を座附士や外城衆中とすることは、小番の者を上級家臣の家格である寄合に入れる程の重大なことであるとして、以後は数年首尾よく勤め特別な理由があるか、または山緒などもあれば吟味の上で召し出すこともあるが、一通りの場合は認めない（その身の芸能により御用で召出される場合は例外）との意向を示した。これは、現実には家格や身分を越えた移動が行われていた状況を継豊も認識していたことを示している。「旧記雑録」には、享保一〇年以来、「高直高持成願格

式」に関わる法令が度々出されている。当時の藩内における検地（享保内検）実施など社会経済状況への考慮や、特に下級武士の勤務状況や婚姻・養子など幅広い検討する必要があるだろう。

享保一二年正月二十七日、継豊は三度目の参勤の途につく（二月二十六日江戸着）。この時、家老として伊集院久亮と平岡之品が共に従い、以後享保二〇年八月に罷免されるまで、継豊の帰国（享保一二年一〇月・一五年五月・一八年二月・二〇年四月）及び参勤（享保一四年正月・一七年二月・一九年二月）には必ずこの両名が随行している。なお三月二〇日には継豊の正室毛利氏が死去する（瑞仙院）。四度目の帰国の途についた継豊は、一二月五日に再び鹿兒島に到着するが、この間の六月には、江戸において特別な儉約検討を指示している。

第二節 江戸の継豊・国元の吉貴

(一) 益之助（宗信）誕生と竹姫入奥

享保一三年（一七二八）六月二三日、芝邸で継豊に男子益之助（忠顕・宗信）が生まれる。母は側室渋谷喜左左衛門貫臣の娘・於嘉久（妙心院）であり、幕府には留守居から一六日に「妾腹」と報告されている。継豊はこの名付けを吉貴に依頼したが、吉貴は「御家督様之御嫡子様」に隠居の身で名を進めることを一旦は辞退している。妾腹であれ、益之助は誕生以後吉貴・継豊から嫡子とされている。それは、側室於嘉久が正室に準じるとされたことにも繋がる。於嘉久の父・渋谷貫臣に対しては、八月一五日付で高百五〇石の知行が与えられている。継豊には慶事が続き、享保一四年正月一六日には女子於貞（実母四本仲兵衛為規

娘。養母於嘉久）、二月一日には鹿見島で男子善次郎（久門・重年。母は島津久馬久房娘於登免）が生まれる。

享保一四年四月六日、將軍吉宗の内意として、繼豊繼室に竹姫を迎えることが打診された。この際にも、島津家への働きかけに天英院の果たした役割は大きい。⁽²²⁾ 天英院は竹姫が綱吉養女で養仙院（綱吉養女・八重姫）は兄弟分、家宣の妹という「天下之姫君様」故、「末々まで御家之御記録にも留り、くりしからぬ事」と述べている。⁽²³⁾

六月四日、登城した繼豊に対して竹姫入輿、秋の帰国延期、増上寺火の番免除、上米の二箇年分が免除され、男子が産まれても益之助を嫡子とする内意も伝えられた。⁽²⁴⁾ 益之助が竹姫の子とされるのは、一月一日の入輿・御守殿入り以後の二五日であり、以後猶子の披露目や祝儀が行われる。なお竹姫の入輿は、島津家に新たな行事を加えることになる。七月六日、従来は行わなかった徳川將軍家への生御玉（生身魂）の祝儀に島津家も関わるようになり、黄金一〇両を献納し、⁽²⁵⁾ 入輿後の一月二二日には若菜の祝儀を進上している。⁽²⁶⁾

七月七日、繼豊は芝邸北に都合四千七百坪の添地を与えられたが、七千五百から七千六百坪を求める薩摩藩は、益之助の居住や家臣長屋増築を理由にさらに土地を要求し、幕府は計六千八百九〇坪を下賜した。⁽²⁷⁾

(二) 益之助と於嘉久をめぐる繼豊と吉貴の認識の相違

九月九日付の江戸詰家老島津久貫・伊集院久矩・平岡之品連署覚書⁽²⁸⁾には、七月二六日の飛脚便で国元へ益之助の高輪移徙・於嘉久の国元下りについて、「去ル御方様⁽²⁹⁾」との協議内容が送られた。これに対する吉貴の意向が九月五日に江戸に届き、繼豊に報されている。繼豊は「繪州（吉貴）様思召一々御尤至極」としながら、再び在府家老から国元の家

老へ通達させたのである。以下その内容を記す。

まず益之助の高輪移徙については「御無用」で、その理由は、竹姫に對して如何なものか、とする。これは竹姫との関係を深めるべきとの「去御方様」（飯高胤寿）の意見に繼豊が同意したものであった。在府家老もこの件に同意であり、飯高は「專公辺之儀も平日御取扱被成事候」人物で、また仮に高輪へ移徙すれば竹姫入輿をよけて移った等と取り沙汰されても如何なものか、本件に限らず重要案件は一々吉貴に相談して決すべきだが、往返もあり叶わない時など酒井讚岐（忠首）・水野壱岐守（忠定）や飯高に相談して「公義向御首尾宜筋ニ被取計御事」であること、既に本件は願いも立て決着したことである、と国元家老へ伝えている。

また於嘉久下り一件について、吉貴の方では於嘉久を同屋敷内に置くことは竹姫も喜ばないであろうこと、以前智性院⁽³⁰⁾を陽和院（光久繼室）の猶子にした際には、実母へは全く対面させず、智性院も成人後初めて実母のことを知ったことを挙げ、もし同屋敷内に住んでは竹姫にも無礼であるので、益之助は高輪へ移り、於嘉久も国元へ遣わして芝邸には竹姫方女中のみにすべきこと、他の屋敷や国元で妾腹に子供が生まれても構わぬが、入輿して二三年も過ぎぬ内に同屋敷内で妾腹に子供ができることは避けるべきこと、⁽³¹⁾ もし下ることができないのであれば、益之助・於嘉久の各部屋は繼豊の居宅から離し「格別ニ作りはなし」て置くように、というものだった。

これに對して繼豊や在府家老の考えは、あくまで飯高胤寿の考え方を支持するものであった。勿論於嘉久を江戸に置くことの問題はあるが、「大御前様（吉貴室）御召仕之女中之筋」の於嘉久を、実母の沙汰無く

手形などを済ませるといふ方法は問題であることが指摘されている。⁽²⁸⁾

この件について於須磨（名越氏。吉貴側室・継豊実母）の国元引越（宝永四年）の記録を確認したところ、「於須磨様殿文字御用ヒ之内太守様御実母御国元江被遣度旨、御老中様江被相伺、御勝手次第と被仰渡」、それ以後手形なども済ませたとの書留があり、その時の於須磨の扱いは今の於嘉久の扱い同様内々には格別軽くても、幕府向けに「御実母」とすることは同じ筈であるとする。従って（飯高の言うように）老中への届けが必要で、その上で保養のためとして願い出るべきであり、どうしても帰国が許されなければ吉貴の言う通り高輪邸に移して「有か無か之躰ニ而」部屋も作ればよい、としている。

注目されるのは、これらのことがすぐに決定しなかったのは「去御方様思召ニ被任候故延引ニ罷成」たためであり、「右躰之儀付而者 公迎之儀御存不被遊儀ニ候得者、何事茂先去御方様江被逐御内談事候付、其通被仰談候」ところ、「彼御方思召と 総州様思召と者相違之筋ニ而」、結論としては吉貴の竹姫に対する厚き思召としながらも、万一支障が生じては如何かとして、吉貴の意向を否定していることである。吉貴の意向を無視はしないものの、江戸における幕府との交渉をすすめる上では、幕府内の事情に精通した飯高らの意見が重視されている。竹姫入輿に関して頻繁に幕府と交渉する過程で、継豊の独自の判断が形成されてきたことが推測される。

於嘉久は、続編「正統系図」継豊譜に「継豊豫稟嗣嫡益之助実母称於嘉久還国之事於官家」て許されたところ。その帰国は比較的ゆるゆるとした道程であった。享保一四年一〇月五日に芝邸を発ち、東海道から伊勢路を経て一八日に大坂に着くが、その間鎌倉・伊勢・京都に立ち寄り

名所旧跡を見て二月二十九日に出水に入り、年を越えて正月七日、鹿兒島に到着する。⁽²⁹⁾ 一つには彼女が既に妊娠していたためであろう。⁽³⁰⁾

竹姫の入輿は盛大に行われた。継豊も従四位上・左近衛権中將に昇進している。享保一五年二月十一日、竹姫が継豊の本宅に入り祝儀が行われ、二三日には継豊が御守殿に入っている。⁽³¹⁾ この後継豊は日光社参後、五月一三日に五度目の帰国の途についた。この間、竹姫と吉貴正室松平氏との関係では、享保一六年四月一三日に竹姫が高輪邸を訪問し、また松平氏も五月一六日に御守殿に入っている。⁽³²⁾

(三) 吉貴の参勤延期

本来この縁組が成立した段階で、吉貴が竹姫入輿以前に参府し縁組の御札をすべき状況にあった。既に享保九年正月、吉貴の参勤延期願については、六七年後にでも全快し参府の意思があれば何う旨が示され、その後も同一年に延期願が出されたことは先に述べたが、この享保一四年八月二五日にも吉貴から延期願が出され、継豊も閏九月三日付で願い出、幕府老中より許可されている。⁽³³⁾

享保一六年九月二八日にも、吉貴の参勤延期が継豊から申請され、幕府から了解されている。一方継豊は、享保一七年四月中の参勤が命じられ、四月四日に芝邸に到着した。国元では閏五月朔日に庶子長熊（久峯・島津李久武養子）が生まれている。⁽³⁴⁾ 八月一七日、継豊を通じて吉貴は「今以眩暈眩と無御座、温泉への入湯もできない状態で、病身で髪も薄くなり元結も懸らないため剃髪と改名（上総入道）を願い出て許可されている。⁽³⁵⁾

竹姫は懐妊した。十一月六日・七日、益之助が先だつて継豊嫡子・竹姫の猶子とされており、今度竹姫が出生の子供が女子であれば格別、男

子の場合規定の通り家法の如く「次男以下者陪臣」とすることが、幕府より御守殿詰の女房や役人らへ周知されている。一五日には竹姫着帯と益之助袴召の祝儀が行われた。吉貴は享保一八年正月一三日に、大目付島津久置、次いで家老島津久春を江戸にのぼらせ、臨月の竹姫への細やかな心遣いをみせており、天英院もこれに謝意を示している。⁽²⁰⁾五月朔日、女子菊姫（福岡藩主黒山重政室）が無事に誕生し、これを見届けた継豊は五月二三日に帰国、七月一日に鹿兒島に着く。

この継豊在国の間に、吉貴の参勤延引につき毎度の申請を緩和するべく、吉貴の意向を受けた継豊と、縁戚の酒井讃岐守忠音（島津家からは「御由緒之一筋茂御座候」とされた）との間で協議される。享保一九年正月二六日に磯邸へ餞別のため伺候した継豊に対し、吉貴は細々と参勤直後の老中や酒井忠音に対する指示を伝えている。継豊は二月五日出発、四月四日に江戸到着、酒井忠音に申入れて七日に会い、九日付で願書を清書の上提出することになり、留守居相良弥一兵衛（長主）から提出させている。この際の付紙に「三年程」とあり、これを「去方様」（飯高）へ尋ねたところ、当年は既に延引の断りを済ませているため不要、来年以後三年おきにすればよい、と返答され、この次第は早速国元の吉貴へも報されている。⁽²¹⁾なおこの年九月三日、磯邸において吉貴と側室郷田仲兵衛兼近娘との間に、後に越前島津家跡を相続する壮之助（忠紀）が誕生する。⁽²²⁾

第三節 継豊、帰国せず

(一) 享保二〇年の継豊帰国と家老人事

継豊は享保二〇年（七三五）六月一八日、七度目の帰国を果たし、磯の吉貴への挨拶を済ませた。⁽²³⁾その場では、あるいはこの年二月一三日に竹姫と益之助・菊姫が江戸城大奥に入り、徳川吉宗や家重、右衛門督（田安宗武）、小五郎（一橋宗尹）へ挨拶をした際に、吉宗から益之助が曾祖父綱貴に似ているといわれたこと、袴が長く危ないので脇差を早く取るようにいわれたこと、その生育を愛でられたこと、菊姫が吉宗に玩具を渡したエピソードなども語られたかもしれないが、後述の如く、別に随行した家臣に関する譴責が継豊へなされたものと推測される。

この年は田安宗武と近衛家久の娘・森姫君（天英院の姪孫娘）の縁組（婚儀は二月一八日）、新中和門院（近衛家熙の娘）の子・桜町天皇の即位（一月三日）、菊姫の髪置（御くしおき）祝儀（二月一五日）など、島津家と徳川・近衛家にとり慶事が続き、相互に祝儀の書状がやりとりされている。⁽²⁴⁾一見何事も無いようだが、同年には家老人事において事件が生じている。

八月九日、ここまで継豊の参勤帰国に必ず従っていた、伊集院久矩と平岡之品の両家老が突如罷免された。継豊の襲封した享保六年には、城代に島津久當、側方家老に島津久兵（後に隠居方）と名越恒渡、隠居方比志島範房、表方家老は種子島伊時・島津久貫・島津久武（久蒙）・北郷久嘉・伊集院久矩で、名越と伊集院は享保五年に家老職に就いている。享保八年二月の島津久春の家老職就任に際し伊集院は側方となる。名越が享保二〇年九月死去し、同一年五月に平岡之品が家老職就任、島津久兵が六月致仕して榊山久初が就任し、同一年七月に義岡が死去、翌年八月に城代島津久當が死去して後は、比志島範房を除き、家老七名の構成であった。この中で一気に二名の継豊側家老が更迭されたのであ

る。

その理由は、「国老用人記」(鳥津家本)には「依訳」とのみ記すが、『鳥津国史』⁽²⁷⁾によれば、享保一九年の参勤に随行した家老伊集院・平岡や側用人町田俊昌・近習役二階堂行孝らが花柳街に遊び門限も守らず、門番の記録も妨げほしのままにしたことが吉貴の知るところとなり、これを憎んだとある。六月一八日、伊集院や平岡の「微出」を継豊が禁じなかつたことについて「適株林(株林・周の靈公が夏姫に通じ朝夕往来して休むこともないのを誇った詩)之嫌」、これを譴責した吉貴は、関係した者全てを免職し処断した。伊集院久矩は一所持から寄合へ、平岡之品は寄合から小番へ降格、内匠から市左衛門に改称させ、町田俊昌は小番から大番とした。連坐一〇余名、二階堂行孝は自殺したという。またあるいは継豊自身の迂行(邪を行ない)も伝えられるが、真相は不明である。

但し享保二〇年一〇月付の通達⁽²⁸⁾には、従来御近習役以上の役々が江戸で外出の際には、同役へ問合せで外出していたものを、以後藩主在府中は家老を通し藩主にまで達し、在国中は留守詰家老の許可を必要とする⁽²⁹⁾とあるが、この一件が関わっているものと思われる。また同年八月付鳥津左久豪申渡書⁽³⁰⁾は鳥津市太夫(久籠)・二階堂舎人(行篤)に対して、従来家老の勤めてきた役務の一部を若年寄加役とする旨通達するものだが、その理由に「当時御家老少人数ノ事ニ候」と記す。同年九月にさらに若年寄加役が命じられるのも、同様の理由からであろう。

この伊集院・平岡に代わり家老に任命されたのが堀四郎大夫興昌である⁽³¹⁾。また享保二二(元文元・一七三六)年正月二二日、吉貴が垂水鳥津家の久典に対して、家老の上座にあつて藩政に与るように命じたことも、家老二名の罷免と隠居方家老比志鳥籠房の参府といった事態に対応する

ものであつたものと推測される⁽³²⁾。さらに正月二三日に若年寄とされた頼娃久周⁽³³⁾も、吉貴の意向をうけて江戸で活動するが、これも当時江戸詰家老が榊山久初一名であつたことに対応した人事であろう。

(二) 継豊七回目の参勤と公務支障

続編「正統系図」継豊譜によれば、継豊は病身ながら享保二二年二月二日に国元を発つ。三月一九日に伏見着、二二日に出て四月一五日に江戸に着く。病のためその行程は遅れがちであつた。随行した家老は鳥津久春と隠居方の家老比志鳥籠房で、比志鳥は病身の継豊に副えられたとあるが、伏見から「以事」、継豊に先んじ江戸に向かう。この頃、江戸では何があつたのであろうか⁽³⁴⁾。

三月一八日には、継豊不在のまま、益之助の「元服」が芝郎で行われた。佐土原鳥津家の忠就が継豊に代り加冠、榊山久初が理髪し「又三郎忠頭」を名乗る。この「元服」に関する吉貴の意向や記録所の調書は先に述べた通りで、鳥津家が代々行つていた「元服」は、將軍家による元服との同一を避けて「中剃」とされる。益之助の中剃を主に担つたのが頼娃久周であり、吉貴の意向で継豊に先んじ江戸に赴き、鳥津忠就への代理依頼その他を執行するように命じられ、二月二二日に忠就に依頼している⁽³⁵⁾。

頼娃久周はこれ以前に竹姫側へ吉貴の意向を伝え、伺書と日取の書付を提出し、本件について本丸老女衆へ内談の上、指示を受けることとしていた。竹姫からは、内談の上、鳥津家の家格により以前より行われてきた作法である中剃・改名を済ませた上で、幕府へも届けるようにと伝えられ、三月一八日の日取も確定されている。しかし頼娃久周は、後日の報告では祝い当日の献上物など支障をきたすとして二八日に竹姫年寄

衆を通じ上申、竹姫の指示で本丸老女衆とも内談の上、益之助は竹姫の猶子で特別故、前もって日程や改名の件を届け出て上使の願いをするようになる。天英院その他へは本丸から報せることでよい、との竹姫の意向が示された。しかしこれは三月二日に、先格通り事後報告にする方が「御家格深キ様ニ有之宜筈」で、当日は大奥から上使を賜る旨、本丸からの指示が伝えられる。

継豊は参勤途上の尾張鳴海において、三月二八日付で幕閣宛てに、忠顕の中刺に関して謝辞を述べている。しかし江戸に到着した四月一五日付で、国元発足以前から「疝積」(腹痛)や「眩暈」(めまい)もあつたが強いて参勤したものの、長旅で「今以耽と無御座」、明朝の参府御礼は勿論、自分の登城など公務が果たせないと述べ、以後、継豊は同年五月一五日も登城できず、家老樺山久初からの献上物のみ許可を求めている。この後、七月一日の吉宗の見舞の使者である水野老岐守(忠定)には応対したものの、一二日に鷹の雲雀を拝領する際には、姻戚鳥居伊賀守忠胤を代理としている。この披露祝儀についても、病身代理の前例がある蜂須賀家留守居に相談の上、結局継豊は出席せず、島津山城守久芬(佐土原家分家)が代理となり八月二八日に軽微に済ませ、島津久春・樺山久初・頼娃久周の在府家老・若年寄から国元に関係書類が送られている。

一〇月四日には、継豊の病気を尋ね檜重の菓子を受け幕府上使派遣が六日に予定されている旨が「去御方様」(飯高胤寿)より在府家老・若年寄に内通され、その夜に対応が協議された。ここでは、先の雲雀拝領とは異なり、しかも上使から菓子をいただくことは御三家以外にはなく「御冥加之御事重儀」であり、たとえば体調すぐれず病床にても直接会う

べきとされた。これらの経過も急飛脚で国元の吉貴らへ伝えられている。継豊が小康を得て登城したのは二月一日のことである。

(三) 吉貴晩年

享保七年帰国した吉貴は、病を理由に延享四年(一七四七)一〇月一日の死去まで二五年間参勤しなかった。しかし帰国以後も、側室相良氏との間に生まれた於弘(享保九年)の他、側室郷田氏との間には、壮之助(享保一九年生、越前家再興相統・忠紀)、知之助(元文元年生、宮之城家養子・久亮)、徳姫(元文二年生、島津久定室)、小源太(元文三年生、垂水家貴儔(久典)養子・貴澄)、近藤氏との間に於民(元文五年生、伊勢貞矩室)、三次郎(寛保元年(一七四二)生、和泉家再興相統・忠卿)、安之助(延享元年生、祢寝家養子、後に忠卿の後嗣・忠温)や於供(延享四年四月生)が生まれている。元文五年(一七四〇)八月には、国元の重要案件について吉貴が政務に復帰することになる。また吉貴の意向のもとに、中世以来の由緒を持ち、断絶したとされる越前島津家や和泉家の再興が行われ、新たな家格として一門家が設定される(別稿「島津氏一門家の成立」越前(重富)島津家を中心に)。参照)。これに対して継豊は、元文二年三月一六日には病を理由に、四月に予定されていた帰国の延期・江戸滞在を申請して許されている。継豊の子供も享保二年四月九日生の定勝(母於嘉久。入来院定恒養子)が最後となる。

一方継豊嫡子・忠頭は、元文四年二月一日に元服し従四位下・侍従に叙任され、「松平薩摩守宗信」と称した。またこれに先立ち、八月四日には、忠頭が竹姫の猶子であることから以後嫡子代々「松平」姓を吉宗から許されている。延享二年四月二十七日、一五歳の宗信は初めて帰国を許され出發、六月二二日に鹿兒島に到着した。翌年正月四日に参

勤出立までの間に、おそらく磯で吉貴や比志島範房に神當流馬術の技を披露して驚かせたのだろう⁽²⁶⁾、吉貴から比志島範房へ与えられた関係の品々は宗信へ伝えられることになる。

江戸では、寛保元年(一七四二)二月には天英院が死去し、將軍吉宗も延享二年九月に引退、新將軍家重の時代に入る。しかし幕府関係の行事などにも出席することなく、継豊は延享三年に宗信に家督を相続して隠居、なお江戸に滞在することになる。四月一七日、江戸詰家老の島津左衛門久甫・頼娃久周から、継豊隠居の件で国元へ通知があり、特に吉貴の判断が求められた。一方で、幕府へは竹姫を通して内々に打診され、吉宗の意向も確認されている。宗信の「元服」(中剃)の場合にも確認されたが、このように幕府(ここでは隠居した吉宗)の意向確認における内々のルートとして、竹姫の存在は大きかった⁽²⁷⁾。一〇月一日、宗信は継豊に代わり領知判物を受け取り、国元へ護送させている⁽²⁸⁾。結局同年一月二二日に、継豊は隠居を願い出て許可され、宗信が襲封した⁽²⁹⁾。宗信は、家老上座にあり藩政に参与してきた叔父貴儔(久典)に対して、勤方は「此内之通」勤めるように命じている⁽³⁰⁾。芝邸では家督相続に伴い、継豊から宗信へ重物目録が与えられ、翌年帰国時の重物拝見が予定された⁽³¹⁾。

宗信は延享四年四月二三日、襲封後初めての帰国の途につき、近衛内前(家久は元文二年八月に死去)邸を訪問した後、六月二五日に鹿兒島に着いた。この在国の間、九月上旬から寝食不安となっていた吉貴が一〇月一〇日に死去する。葬儀を済ませ、一二月二三日に重物閲覧を済ませた宗信は、翌年(寛延元・一七四八)には土風や諸社社の引締を打ち出し、藩政への積極的な意欲をみせるようになる。九月九日に参勤出立、琉球

慶賀使を伴い⁽³²⁾参府した宗信は、一二月二三日に継豊の帰国願を幕府へ提出して許可され、翌年二月四日、継豊が一三年ぶりに鹿兒島へ下る。四月二三日に鹿兒島へ到着した継豊は下屋敷に入っている。

なお継豊は、六月二二日に宗信を通じて、吉貴同様に翌年の参勤延期を幕府に申請する⁽³³⁾。しかし皮肉なことに、宗信の方がこの年七月一〇日に急死し、加治木島津家当主の久門がその跡を相続して七代藩主となる(重年⁽³⁴⁾)ものの、これも宝暦五年(一七五五)六月一六日に急死したため、継豊は幼い重豪の後見役とならざるを得なかった。継豊は宝暦一〇年九月二〇日に死去する。

まとめにかえて

吉貴の生きた時代の薩摩藩をどうとらえればよいだろうか。

本稿では、吉貴の世嗣・藩主・隠居の各時期に分けてみた。吉貴は隠居以後、藩政からはほぼ退くものの、なお大きな影響力を保持していた。特に享保二十一年(一七三六)以後、藩主継豊が在府を続けたこともあり、死去するまでの藩政枢要にあり、特に越前島津家や和泉家の再興、一門家の設定などは吉貴の意向に添って実現したと考えられる。この吉貴の時代に、幕末に至る薩摩藩武家社会の枠組みが形成されたとの指摘はできよう。

吉貴の政策・方向性については、島津氏歴代、とりわけ綱貴の政策継承の側面があることは勿論である。薩摩藩武家の家筋調査と家格の整理・序列化(及び関連する儀礼の制度化)、綱貴以来の近衛家との強い結びつきなどはその例であろう。本稿では省略したが、特に源頼朝・初祖

忠久及び徳川將軍家に關わる寺社政策にも多くの共通性がうかがえる。

しかし、その上で、吉貴がより積極的にすすめた面も指摘できる。例えば藩の家格だけではなく、職制・役格を整理し、家老以下藩政に携わる役人の位置付けを確立しようとの意図がうかがえる。家格についても、本宗家により近い二男家の創出をすすめる一方で、二男以下の位置付けを明確に家来の格式として、嫡家嫡男の下に置き、差別化を図っている。また島津家の元服と幕府の元服の比較調査・記録など、薩摩藩に古来よりある風と幕府向きとの整合性をつけようとしたことも挙げられよう。

また吉貴自身が自らの官位上昇に強い意志を持っており、そこに琉球の仕置きを結び付けていたことは興味深い。また、吉貴から継豊への家督相続時に、綱貴から吉貴への家督相続時の課題―藩政担当者の交代や断絶という事態―が意識されていることも注目されよう。

吉貴の時代は、幕府政治では綱吉の元禄時代から、家宣・家継代の正徳の治、そして吉宗の享保の改革に相当する。ただ本稿では、幕府・徳川家との関係というよりも近衛家・熙子(天英院)との関係に重点を置いたため、ごく限られた部分の検討となった。また社会経済の諸問題など殆ど言及できていない。継豊は勿論、綱貴の父・綱久の存在、継豊や宗信の政策の独自性など、明らかにすべき課題も残している⁽⁵⁾。ただこの時代は、次の重豪の時代を準備し、また後代の斉彬からは一つの理想または基準とされた時代であったと考える。吉貴の時代における、学問・教育その他薩摩藩社会の在り方が変化していく過程についても、今後解明されるべき点であろう。

なお本稿では、光久継室陽和院・綱久正室松平定頼娘(真修院)・吉貴正室松平定重娘(霽龍院)・継豊継室竹姫(浄岸院)、側室ながら正室

並の扱いを受けた綱貴側室江田氏(信證院)、嫡子を生んだことで地位を上昇させた吉貴側室名越氏(於須磨)や継豊側室渋谷氏(於嘉久)などの妻女⁽⁶⁾をはじめ、近衛家との繋がりを生んだ女子(龟姫・満姫)の存在を通して、島津家における女性の果たした役割や位置についての記述が心がけた。武家の奥向に対する関心が高まっている中で、個々の実像が描かれることも期待される。

註

- (1) 慶安三年(二六五〇)一〇月二四日生、家督相続は貞享四(二六八七)年七月二七日だが、既に延宝三年(二六七五)一〇月の帰国に際し、島津氏一世代・二代藩主で祖父の光久から国元の仕置を委任される(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』(以下『追録』)一(一九七)の「六三〇号」。宝永元年(一七〇四)九月一九日死去。
- (2) 曾祖父光久の子と同様に養育される。島津助之丞忠守が産弓役(御弓親)。
- 『追録』一の一六二四・一六二五号。
- (3) 承応二年(一六五三)生。延宝二年四月、綱貴の参勤に従い参府、翌年六月に国元に返され吉貴を産出。法号蘭室院。
- (4) 光久嫡子。家督相続をうける以前の寛文二三年(二六七三)二月一九日死去。
- (5) 母は島津義弘長女御屋地の娘・桑名藩主松平定行の初室(長寿院)。元和四年(一一八一)一月八日死去。定行の後室にも義弘の二女・御下の娘(千鶴・蓮香院)が後室に入り一女おまん(酒井忠朝室)をもうけている。
- (6) 正保五年(一六四八)正月晦日婚姻、天和二年(一六八二)一月七日

死去。

(7) 元禄七(一六九四)年四月二一日婚姻、元文四年(一七三九)八月五日
に高輪藩邸で死去。

(8) 寛文二年(一六六二)三月九日婚姻。実父は交野時貞。正徳元年(一
七一)八月二二日死去。なお寛文六年八月八日生の光久女子(智性院・実
母岩山直朝妹)は陽和院を養母として延宝九年(一六八一)七月二二日に織
田信盛に嫁す。山本博文は平松家が近衛家の門流であり、島津家と「門流同
士で縁組した」と位置付けている(『徳川將軍家の婚姻』文藝春秋、二〇〇
五)。

(9) 『追録』二(一九七三)の二八〇・四五二・九八一・九九三号。なお京
都大学文学部古文書室・総合博物館所蔵の「平松家日記」及び「石井家文
書」中には、伏見に着いた島津家との使者の往来等の記事が散見される。ま
た平松家への合力金については「史料館所蔵史料目録」第三集(国文学研
究資料館史料館、一九八〇)所収「平松家文書目録」参照。

(10) 「御先代御家督様御逝去一件諸書抜」(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺伊
地知季安著作史料集)(以下「季安」七、二〇〇七)。実際に島津氏本宗家家
督の叙任に関わる献上記録は、継豊以下宗信・重年・重豪・斉宣の各代で確
認できる(「平松家文書目録」)。平松家と島津家の関係については同日録解題
(笠松和比古執筆)参照。

(11) 宝永五年(一七〇八)九月二五日卒去・心空院。享保二年(一七一七)
一二月二八日、吉貴は彼女の位牌を正建寺へ安置、月牌料が寄付され、また
延享元年九月一〇日には、離別したといえ吉貴には嫡母の筋であるとして、
後年のため記録が指示されている。「廟堂要覽」及び「旧史館調」(東京大学史
料編纂所蔵島津家本)参照。

(12) このことは、光久・綱貴及び真修院(綱貴母)の意向・了解に基づくも
のであり、急ぎ国元の二之丸台所役・伊地知重昶へ伝えられている(『追録』
一の一六三二・一六三三・一六三五号)。拙稿「越前島津家再興問題と記録奉
行伊地知重英」(『伊地知助右衛門雑記』)及び「伊地知助右衛門家筋之事」二
点の史料から(『鹿兒島史学』四八、二〇〇三)。「薩摩藩文書奉行及び初
期の記録奉行について」(『同』五二、二〇〇七)。

(13) 『追録』一の一八一八・一八一九号。

(14) 島津家では「元服」に際してしかるべき筋・地位の者が理髪し、その者
の二字を付けることになっていた。例えば宝永六年四月二日の吉貴嫡子鍋三
郎(継豊)の「元服」の際には、吉貴の側近として活躍した家老島津忠雄
(久年・仲休)が理髪、一字を呈し忠休と名乗る。拙稿「島津家由緒をめ
ぐって」元禄から正徳期における政治的役割」(『旧記雑録付録』『月報』二八、
二〇〇七)。

(15) 忠英・久陳・久儔。虎徳丸・三郎五郎・又八郎・周防。花岡島津家祖。
享保一四年(一七〇二)一〇月三日死去。

(16) 国元へは以後下屋敷に移ることが通知されている。『追録』一の二〇八二
号。

(17) 虎安丸・又四郎・女番。垂水島津家の久憲養子。正徳元年(一七一)
六月二五日死去。

(18) 近衛大納言家久初簾中となる(後述)。宝永二年一〇月五日死去(英光
院)。

(19) 久晃。愛寿丸・又之進・図書。宮之城島津家の久洪養子。享保四年五月
二〇日死去。

(20) 徳慈丸・仙十郎。祢寝丹波清雄養子。享保九年三月二五日死去。

(21) 於榮。松平飛騨守定英に嫁して一男生み離別。明和八年(一七七二)六月八日死去(信解院)。

(22) 虎房丸・権七。烏津勘解由(佐志家)久當養子。正徳二年一月三日死去。

(23) 烏津藤次郎久智室。享保四年正月一日死去。

(24) 桂太七郎久音室。享保六年二月二日死去。

(25) 江田氏(信證院)は綱貴死去の後、正徳五年五月三日には幕府に対して保養と国元出身でもあることを理由に吉貴から帰国願が出され許可(『追録』

三(一九七三)の五一六号)、七月二十七日に江戸を発ち鹿兒島に移り、宝暦六年(一七五六)正月晦日に九〇余歳で死去、廟所・位牌は寿国寺とされた(烏津家本「廟堂要覧」)。この寿国寺は、黄檗宗を藩内に広めようとした綱

貴の遺志に基づき、信證院の進言によって吉貴が大乗院末寺慶寺(真言宗了性寺末寺地藏院)を再興したもので、信證院からも寺高がすすめられている。

(26) 行格(宗見)はもと田布施外城士の二階堂氏二代の定行養子。寛文二年(一六六二)、藩主光久が同家伝来の文書を閲覧、その後、二階堂氏の鹿兒

島城下移住が命ぜられ、同四年十二月に移住。拙稿「鹿兒島県史料『旧記雜録』未収載文書補遺」(『黎明館調査研究報告』一三、二〇〇)参照。

(27) 鍋保丸は元禄二二年一〇月一日生、同二六年六月朔日早世、町田郷九郎久儒室の於妻は同一五年閏八月一八日生、延享二年(一七四五)一〇月一

二日死去。烏津(敷根)主水久輔養子となる久福(仁十郎)は宝永元年七月六日生、安永三年(一七七四)四月八日死去。

(28) 『追録』一の二二九八・二二九九号。同年には綱貴の妹・お勝(勝姫)と鳥居忠英(忠救)も縁組、同五年に婚礼。『追録』一の二二九四・二二八二

四号。

(29) これ以前、同邸は新宅が造られ移徙の儀が行われている。『追録』一の二四五三号。

(30) 宝永三年九月二日付では吉貴の妹(於菟)と松山藩主松平定直の嫡子定英との縁組願と親類書が提出されている(『追録』二の二三三〇号)。この

際の取次は、元禄期の烏津家由緒をめぐり、林大学頭信篤との間にあって活動した石野雅植(赤松範恭)である。一〇月四日に登城した吉貴に対してこの縁組が許可されている。『追録』二の二三四九号。

(31) 『追録』一の二四一二号。しかし翌年五月二十七日付で、三万石では所帯難波故、新規に五万石が吉貴の部屋糶料とされる。『追録』一の二五〇八号。

(32) 『追録』一の二三四九・二三五〇号。これに比して、後に吉貴が隠居して帰国以後、病気を理由に参勤を先延ばしにして認められ、また継豊が同様に長期にわたって江戸、さらに国元での滞留を申請し認められたことは興味

深い。

(33) 『追録』二の六二・六三号。神宮流馬術の奥義は、宝永二年一月六日付で、吉貴側近の米良藤右衛門重年(宝永五年に比志島家を相続し隼人範房

を名乗る。吉貴隠居以後磯邸にて隠居方家老職)へ相伝される(『追録』二の二二二六号)。比志島範房について、拙稿「小松」改号一件(『黎明館調査研究報告』二〇、二〇〇七)参照。

(34) 『追録』一の二〇五四・二〇五五号。

(35) 別稿「烏津氏一門家の成立―越前(重富)烏津家を中心に―」参照。

(36) この間の事情を示す史料は確認できないが、吉貴が部屋糶の時期、家臣の多くが忠英を支持し、父綱貴も忠英を気に入っていたとの伝承もある。「薩藩旧伝集補遺」(『新薩叢書』一、一九七一)。

(37) 通称「又」字の使用については以後規制されていく。享保二一年五月六

口付で、垂水家・加治木家・日置家と忠英（久儻）を祖とする花岡島津家（本宗家二男家）に対して、従来本宗家二男家惣領のみ認められていた「又」字使用は、以後由緒がなければ用いることを禁止する、とされている。『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』（以下『法令』）二（二〇〇五）の一八六七号。

(38) 『追録』二の七五六・七五五号。

(39) 『追録』二の七七七・一一三三三号。

(40) 『追録』二の二四九四号。宝永五年閏正月一日、忠英は別家を立てた故として、太刀馬代三種二荷を吉貴に献上している。『追録』二の二六〇三三号。

(41) 『追録』三の二六七・二六七二号。

(42) 『追録』三の二八九号。

(43) 『追録』四（一九七四）の二〇四九号。

(44) 徳永和喜『天璋院篤姫 徳川家を護った將軍御台所』（新人物往来社、二〇〇七）。

(45) 拙稿「島津家由緒をめぐって―元禄から正徳期における政治的役割―」。

(46) 『追録』一の二二一八～二二六号。

(47) 『追録』一の二二二九号。

(48) 『追録』一の二二〇三・二二〇四、一五一七～二二二・二二二五～二五三二～八号。

(49) 『追録』三の二二五〇・二二五一・二二五三三号。

(50) 『追録』一の二六一九号、『追録』二の三四三・三四五・三四六号。但し清書は遅れたようである。『追録』二の四四四・四八八・四八九・五五七号。

(51) 豊州家の二男家・帯刀久元嫡子。主計・帯刀、久年・仲休。註14参照。

(52) 『追録』二の四二五・四二七号。

(53) 『追録』二の六七一・六七七号。なお推定元禄一〇年四月三日付の記録奉行田中国明の口上覚（『法令』四（二〇〇七）の三六九〇号）は、正保の際と異なり島津家と伊東家が「御同列之様ニ罷成儀」は心得難いとして意見を具申したものである。田中国明は、正保国絵図提出の経緯や、頼朝や島津莊（薩隅日の惣名）の由緒等を述べ、伊東家の文書を「謄書」と断じているが、これらの主張が忠雄の提出する「島津家之由緒」にまとめられたと考えられる。

(54) 『追録』二の六八二号など。同二五年八月に清絵図が完成し、幕府勘定所に提出されて事業は完了する。

(55) 『追録』二の六八六号。

(56) 『追録』二の九六四～六号。大賀郁夫「近世期における島津忠久の頼朝落胤「伝説」について」（『薩摩藩法令史料集 月報』二、二〇〇五）。この頼朝庶長子の由緒は、前述した元禄一五年六月の忠英（久儻）に対する綱責教訓状にも語られている。

(57) 『追録』二の一八八～九一號。

(58) 島津忠久・源氏・徳川氏に関わる、吉貴と花尾権現再興・東大寺落成供養・南泉院造立や大隅正八幡宮別当寺弥勒院再興などの事例は注目すべき点だが、本稿では紙数の関係で割愛し、別稿を期したい。

(59) 同年正月二二日に国元を発つ。『追録』二の七一四号。

(60) 島津家本「近衛公御由緒」。

(61) 『追録』二の七〇七号。

(62) 薩隅及び日向国諸郡年行事職、長期上方に滞在、聖護院門跡の許可で毎年大峯修業を勤め、島津家の祈念をすることとされていた。前年一二月二五日付の島津綱貴書状からは、在京中近衛家や聖護院宮関係者に入入りする

蓮光院の姿がうかがえる（『追録』二の六四七・六四八号）。元禄一五年には近衛家の執奏・島津綱貴の援助により、薩隅及び日向国諸縣郡本山総務職・勅願寺とされた。

(63) 「近衛公御由緒」。

(64) 光久庶子、兄の忠長が喜入家を去り北郷家を相続したため喜入家相続。家老。久亮の娘は久備室。

(65) 『追録』一の二三三三号。

(66) 『追録』二の七九〇号。

(67) 『追録』二の七九二・七九三号。この由緒書でも忠久出生譚、近衛基通が忠久を契子として惟宗姓から藤原を名乗らせ「近衛之氏族と罷成」たこと、五六代以前までの任官叙爵が近衛家の推挙によること、島津貴久に対して近衛植家が「守護之装束」を与えたことが記されており、これらの事柄が近衛家と島津家の由緒の基本であったことが改めて確認されている。

(68) 『追録』二の七九七・八二二・八五七・八五八号。

(69) 『追録』二の八六九・八七〇号。

(70) 久明。元禄二二年五月二六日付の伏見奉行建部内匠（政守）宛島津綱貴書状で、久明を京都町屋敷、伊地知五兵衛を大坂町屋敷へ置くことが通知されている。『追録』二の四三三号。

(71) 重行・通貴。用人。信證院の父。江田五兵衛国重の三男。

(72) 五月二四日付石井行豊書状（『追録』二の九九六号）には、伏見藩邸に石井行康同道で訪問する予定だったが、綱貴の近衛邸訪問の際に平松時方も出るため、伏見行きは中止して近衛邸にて参会することを伝えている。

(73) 九月一八日付の近衛家熙書状を屈けている（『追録』二の一〇七号）。

同日付で、蓮光院よりこの縁組の説明を受けたとして祝意を記す聖護院住職

（後に門跡）道尊書状もたらされている。

(74) 『追録』二の一四一・一四二・一四三・一四四・一四五号。この時期、近衛家を介在して天皇にまで関わる事例には、北郷忠置が所蔵する後伏見院宸筆の古今集序一卷・

近衛前久跋文の表紙修復を、元禄一五年夏に在浴していた伊集院主水（久明）に依頼し、近衛家熙を経て東山天皇の覬覦に達した件が挙げられる（『追録』二の二二二〇号）。忠置は一〇月に綱貴の許可を得て家熙へ謝礼の使者・家臣北郷久高を派遣している（『追録』二の一〇九三号）。宝永三年春には、吉貴が薩摩藩絵師坂元養伯をして描かせた屏風一及び近衛家熙の執奏で東山天皇に献上されている（『追録』二の二二三八・二二三九号）。養伯の作品は、霊元上皇にも納められている（『追録』二の二三四九・二三五三・二三五四号）。享保一九年に薩摩藩の絵師木村探元の京都における活動の素地も近衛家の介在による、京都での薩摩藩画家の活動の場が提供されたためといえよう。山下廣幸「木村探元日記」（黎明館調査研究报告）一七、二〇〇四）、「木村探元の京都における作画活動」（『同』一九、二〇〇六）参照。

(75) 『追録』二の二〇五九号。

(76) 『追録』二の一三三三号・一三五六・一三三三・一三三四号。

(77) 山本博文「徳川將軍家の婚姻」。

(78) 『追録』二の二二七六号。

(79) 『追録』二の二四九一号。翌年綱貴は参勤途次の四月朔日伏見に到着、六日に出発し江戸へ一八日に到着するが、近衛邸普請についてはこの後家熙から、婚礼用の御殿は一〇月完成、特に用のない作事分は来春に延期する旨報告があり、綱貴も了承している。『追録』二の一七三三号。

(80) 『追録』二の二九四五・二九五六・二九五七号。

(81) 『追録』二の一八二九・一八九九・一九〇一号。

(82) 『追録』二の一九二一・一九五〇・一九五二号。

(83) 『追録』二の一九〇二・一九〇八・一九二四号。

(84) 『追録』二の一九六一・二三号。

(85) 『追録』二の一九六六・一九八六・二〇〇〇・二〇〇三号。

(86) 『追録』二の二〇二二・二〇二二・二〇三三・二〇三三・二〇五四・二〇五〇四号。

(87) 満君死去後の両家の婚姻としては、九代藩主島津齊宣の娘郁姫が、一〇代藩主斉興の子として近衛忠熙簾中となり忠房を生んだ事例が挙げられる。郁姫は斉彬が一代藩主となる前年の嘉永三年(一八五〇)三月まで存命、

両家の関係を取り結んでいた。また斉彬の四男虎寿丸と忠熙娘信姫との婚約が整えられるが、虎寿丸早世により実現しなかった。しかし文久二年(一八六二)貞姫(一旦島津久光の養子)が斉彬養女の扱いとされ、元治元年(一八六四)二月に忠房と婚礼を挙げる。笹部昌利「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり」(『日本歴史』六五七、二〇〇三)参照。

(88) 『追録』二の五三〇・五六一・六三三号。

(89) 『追録』二の四六一号。

(90) 『追録』二の四六四号。

(91) 『追録』二の四六七・一四七・二三号。

(92) 元禄九年(一六九六)四月の大火で本丸を焼失した鹿児島城については、先に外郭を修理したがその他が進まず、漸く対面所・広間が経営され、この年二月二五日に綱貴の移徙の儀式が行われた(『追録』二の二六一四号)。宝永四年(一七〇七)には作事が完了する。正徳三年(一七二三)には火除地として鹿児島城大手前一带に空地が設けられ、十一月三日には諸役座が加

治木島津邸の南隣に移され、二月には類焼を防ぐため従来二之丸を囲む長

屋を塀にする旨幕府へ申請されている(『追録』三の二〇七・二九六・二九七号)。五味克夫「鹿児島(鶴丸)城二之丸跡」(『鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書』(5)、一九八四)参照。

(93) 『追録』二の六九九・一七二二・一七二二・一七二五号。

(94) 『追録』二の二七六〇・二三号。

(95) 『追録』二の一八八一号。この「島津古貴花押記」は、家老島津久當、忠雄が評定所において記録奉行田中国明に記録保管を命じたものである。

(96) 『追録』二の一八八六・一八八七号。但し継豊代の享保十二年(一七二七)正月には、参勤交代で正月一日が道中である場合は以後行わないこととされた。『追録』三の一九二九号。

(97) 『追録』二の二二三四・二二三五・二二六八・二二六九号。藩内諸寺院に対しては高慢で道学の心のない僧侶を糾弾、外城に対しては古風を乱さず武芸修練を説いている(『追録』二の二二三六・五三三号)。吉貴は、宝永元年(一一月二七日付の佐土原藩主島津惟久宛書状(『追録』二の一八七二号)で、佐土原家の仕置が悪く領内が混乱していることを挙げ、以後判断の必要な場合は常に事前に相談した上で下知を下すように命じ、以後従わない者へは本藩の方から沙汰する旨通知している。佐土原藩政への関与は吉貴前代以来ではあるが、就任直後の姿勢を示しており、吉貴の藩政への積極性がここにもうかがえる。なお本稿では紙数の関係で佐土原藩関係の検討は省略している。

(98) 『追録』三の一四三五号。吉貴の重物相伝は綱貴が死去後のため讓状・目録がなく「続編島津氏世録正統系図」吉貴譜にも収められていないが、記録所は別冊を保管していた。

(99) 『追録』二の二二五二・二二五三号。

余談ではあるが、正徳元年一〇月四日付で、日高次郎左衛門と山口友與の子が所行宜しからず、「上氣之働」（逆上・狂氣の行爲）故逼塞させていたものを許す際に「講釈仕程ニ学文精を出させ可申」ことが条件とされている。但し書には、武芸稽古を命じようとしたが、「上氣人」故に学文を命じたとある。

剽悍で尚武を好む若年への教育・学問の効果が吉貴の期待するところだったことがうかがえよう（『追録』二の三二二七号）。享保三年四月、在国中の吉貴は南泉院当たりで見かけた「前髪角入有之」士の子供達が、刀を後ろに指し「見せ物などの様」で徘徊する姿をみかけ、前々からの通達がありながら未だ「無行跡」があることは宜しからず、組頭の指導不十分を理由に家老による「角入前髪有之者」一三歳以上の見分実施と、「行跡不宜」者の前髪取角入を認めない旨を傳達している。また同時に、武芸師範東郷藤兵衛の指南が悪いことも譴責されている。『追録』三の九二二二号。

(102) 二九四〇、第二次復刊本・一九七四。『法令』三（二〇〇六）の二九七二号。

(103) 『藩法集』8 鹿兒島藩（創文社、一九六九）解題。

(104) 『島津重豪』（吉川弘文館、一九八〇）。以下同書では城下居住士と諸郷在住士の取扱の変化を指摘、宝永頃から城下居住士を鹿兒島士と唱え外城衆中と差別、継豊晩年の寛保二年（二七四二）に鹿兒島士を城下士と唱え、外城衆中の名称も、安永九年（二七八〇）郷士または外城郷士、天明三年（一七八三）専ら郷士に改め、「在郷藩士の藩政上に占める位置は、軍事的なものより行政的機能が重視されることになった」とする。また吉貴代以降の職制の補充・整備及び文治主義的政策が重豪代に徹底されたこと、役職名の改変や安永二年以降寛政四年（一七九二）に至る新設職制を挙げる。特に重豪代に「奥掛諸役人の権限が著しく拡大され藩主専制支配体制の確立がはかられ

た」との指摘は興味深い。天明二年七月二〇日、噯を郷士年寄と改称、同四年外城の呼称を廃して郷として「軍事的イメージを持つ外城の名称をやめ、純然たる行政単位としての郷の名称に転換」、さらにその二年後には郷士を城下士より一段下位に格付けしたとする。

(105) 「近世大名家における葵御紋使用統制令の受容と展開」『御威光』の統制から藩主権威の形成へ」（『立正史学』九六、二〇〇四）。

(106) 拙稿「薩摩藩記録所考（四）」『伊作家事件』—島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介—（『黎明館調査研究報告』一七、二〇〇四）。

(107) 一例として筆者は、藩の記録所・記録奉行の変遷について検討の上、一八世紀初頭、元禄期から宝永—正徳年間に順次国元・江戸における奉行の配置や役格などが整備され、また現用文書の保管体制も成立した可能性が高いこと、また一方で吉貴代には規式の整備とその場への記録奉行の臨席が結びつけられたことなどを明らかにした。拙稿「薩摩藩記録奉行市来家年について—島津氏家譜編纂・家筋吟味と系図・文書調査—」（『鹿兒島地域史研究』三、二〇〇六）。「鹿兒島藩記録所と文書管理—文書集積・保管・整理・編纂と支配—」（国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』近世における文書管理と保存）岩田書院、二〇〇八）。

(108) 拙稿「薩摩藩記録所考（四）」。

(109) 例えば、法事・葬礼における規制にみえる古風と他国との相違の意識（宝永五年。『法令』三の二一四四号。以下同書番号）、年頭・節句などの衣服規定（正徳元年。二一八八の二号）、諸士縁組や出生子女の扱いと妻女の規定（正徳三年・五年・享保二年。三一〇九・三〇九九・三一〇〇・三一〇三号）、家格・役職による登城入口規定（正徳二年、二五九〇号）、式対定（正徳二年。三二六八・三二六四号）、書札礼規定（正徳二年。三三三九号）や書

式の規定（宝永七年・正徳二・三年・享保五年。三二〇二・三二八六・三二〇四・三二〇五・三二二七・三二二八・三二九五号）、願事における支配頭への申出規定（正徳三年。三一五号）、給地高関係の一連の法令（正徳三年四月・九月・十月、享保三年七月など。三三三二・三三九九・三三〇〇・三三二一・三三三〇二号、勤務規定（宝永七年・正徳元年・享保三年など。三一三三・三一三〇一三・三一四〇号）、小路改や見世規制・方限決定（正徳三・享保五年。三二九四・三二八二号）などが挙げられる。

(110) 儀礼に関して他には、正徳元年九月に「御盃之御流」と「御流」を唱え分けるよう吉貴の意向が示された事例がある。『追録』二の三二二五号。

(111) 『追録』二の二九〇五号。また宝永七年閏八月四日には、国持大名の將軍目見得・元服の際の盃頂戴における押肴が綱吉代には与えられなくなっており、吉貴元服でも、当初は綱貴の内願でも認められなかったが、実際には押肴を頂戴した件について、吉貴の命により記載が命じられている。『追録』二の二九七六号。

(112) 宗信。継豊と側室於嘉久の間に生まれた益之助の扱いについて、竹姫入輿に積極的な幕府（吉宗）からは、益之助が嫡子であり、竹姫が男子を出産しても「如家法、次男以下者陪臣ニ罷成」との幕府達書二通（享保一七年一月六日付。『追録』四（二九七四）の四五四・四五五号）の記録所格護が命じられる。享保一八年五月付記録奉行宛の伊集院久矩申渡書。『追録』四の四五六号。

(113) 『追録』四の八六九号。原註に「右御記録奉行吟味書為見合書留置候、右しらへ之儀者、於御國元 總州様（吉貴御趣意を以、遂吟味差出候事」とある。

(114) 『追録』四の八七〇号。

(115) 『追録』四の八七一・八七二・八七五号。

(116) 『追録』四の一五七・一五八号。後者の原註には、これら元服関係文書の提出が延享二年（一七四五）九月記録所へ命じられ、翌年正月宗信がこれに日を通し再び記録所へ下げ渡され、奉行町田仲右衛門（俊雄）が承けたことが記される。なお元文二年、吉貴はこれに先立ち、記録所に対して忠久・貴久の元服次第、家久の「御次男ニ而御座候時之御元服之次第」について「知レ候事」を書付て報せるよう（但し急用ではないとして）伝え（『追録』四の一〇八二号）、七月九日付の中津検査添状と共に記録奉行相良寛兵衛長香へ通知されていた。

(117) 『追録』四の一五九号。なお『法令』二の一八〇〇号にみる規定では、一門家・一所持・一所持格・寄合・寄合並及び小番まで、「御直元服」「御直並御前元服（名代元服）ノ御礼」「元服御礼（脇元服）」などの格式が示されている。御直元服・御名代元服・御脇元服御礼の規定は宝永五年から正徳四年に定められたものか。『法令』二の一八〇一・二一三号参照。

(118) 国立国会図書館蔵「石室秘考」中。

(119) 例えば近世前期の検地や人口動態などについて『富崎県史 通史編 近世下』第六章鹿兒島藩・尾口義男執筆分参照。また事務量の増大については、享保一二年十一月の通達（『法令』四の三三九六号）に「近年諸座御用漸々多罷成候処ヨリ、諸座夫々之吟味不届事モ可有御座」と指摘されており、表方のみの支配が分けられることになったことが示されている。

(120) 従来は「御人少ニ付テ、少ニテモ士人体相重候様ニトノ儀」であったため、養子成であっても、別家を立てることを認めてきたが、近年多人数となり、名跡を認めない方針となったという、正徳年間の動きに注意したい（『法令』三の三三三五号）。屋敷願でも、人数の増加で規定に変更が生じ、かつて

出家・山伏成も「御人少」故に二男まで不許可であったものが、二男から許可され、場合により嫡男でも許可されている。

(121) 『追録』三の三三一九・二三六七号・二三六八〇七九号。

(122) 宝永二年二月十九日生。將軍家養女として宝永二年七月二五日に江戸に下る。

(123) 『追録』三の二九九号。徳永和喜『天璋院篤姫 徳川家を護った將軍御台所』。

(124) 『追録』二の二八〇四号。

(125) 『追録』二の一九四三・一九四四号。

(126) 『追録』二の二七五六・二七六四号。

(127) 橋本政宣「江戸幕府における「武家官位叙任」の選考について」(『近世武家官位をめぐる朝幕関係の基礎的研究』、科研報告書、一九九七)。

(128) 島津家本「近衛家蔵書」。

(129) 宝永六年五月一〇日己丑の大飢饉、火災は二月二〇日。『追録』二の二九六三〇五・二九六九号参照。

(130) 既に宝永二年一〇月五日付で、吉貴は土佐漂着琉球船の長崎護送について、嘉吉附庸や島津家久の琉球出兵の由緒を基に先規をもつてその薩州送還を主張したという『島津国史』の記述(『追録』二の二〇三五号)も、吉貴の琉球支配への姿勢を示している。

(131) 『追録』二の三〇〇六〇・三〇〇一九・三〇六九・三〇七四・三〇七五・三〇八四号。

(132) 『追録』二の三〇八二・三〇八三号。吉貴は七月朔日に江戸を発ち、七日に伏見に到着。翌日京都に赴き所司代を訪問、近衛邸に参上して基熙・家熙・家久に会い閑談後、伏見に戻り、八月一五日に鹿児島へ帰着した。

(133) 『追録』三の二六七号。この帰国・在国中に、後述の近衛家久と満姫の婚礼、名字・実名字などの規制が行われる。

(134) 『追録』三の四二七二一九号。

(135) 『追録』三の四四四・四四五・四五二・三五・四五六〇・四七八〇・四八二二四号。

(136) 『追録』三の四八七九・四九二二・五〇五号。江戸詰家老の島津久當・仲休からは官位について、「御内々之御願」もしないのに先例に違わず仰付けられたことを祝し、「勿論お須磨様 江早々可被申上候」と伝えている(『追録』三の四九一号)。なお本状では継豊の称号について、江戸・国元での周知を命じている。具体的には、他所の者へは「大隅守」、藩内の者で太守並の場合「隅州様」、琉球や島津久年・久典・忠英(久徳)の書状や位階を記す場合は「侍従様」と認めること、「拾遺様」とは書かないように、との三行であった。

(137) 『追録』三の四八二・五三三三号。

(138) 家熙が継豊に中御門天皇女房奉書をもたらしたことに對して、継豊から家熙へ謝礼があった(『追録』三の五四七号)。近衛家や平松家との間でも祝儀の書状が往来している。

(139) 『追録』三の五三八・五四〇・五四一。綱貴側室信詮院も二七日に帰国する。『追録』三の五五二・五六七号。

(140) 『追録』三の五九一・五九三・六二六、一四三・五九三・五九六号。

(141) 『追録』二の三〇八八・三〇八九・三〇九一・三一〇〇号。

(142) 『追録』二の三二〇四・三一〇八号。なお翌年の参勤を免除された吉貴は、正徳二年二月六日から領内巡見に出発、鹿児島湾南岸の実地検分を行なう。指宿から垂水に渡船し海岸沿いに進んで佐多に滞在、三月八日に磯に帰

着している。『追録』二の三二八号。

(143) 『追録』三の四〇・四二号。島津久明は八月四日に江戸に到着し「五日に登場・目見得を済ませている。『追録』三の六三・六四・六八号。

(144) 『追録』三の七一・七三号。

(145) 『追録』三の八九・一四二・一四三号。満姫の婚礼(入輿)は、後の文政八年(一八二五)二月に近衛忠濃簾中となる郁姫(輿子)も先例とされる。

「郁姫若近衛家婚嫁記事二」(島津家本)には、この入輿の際の通達中に「先規 龜姫様御卜者 御振合モ 御相違被為在候旨ニ而 光姫様御列ニ被為寄献上物」と記されている。

(146) 陽明文庫所蔵・三〇八五三。家熙は正徳二年八月摂政を辞す。

(147) 兩名は新將軍吉宗に拝謁のため参勤途上の吉貴に随行、伏見に到着。

(148) 陽明文庫所蔵・三〇八五二・三〇八五四・九。なお延君は享保五年(一七二〇)七月一四日に早世する。

(149) 『追録』三の一四六四及び陽明文庫所蔵・五三七二(『追録』三の一四六五号同文)。

(150) 陽明文庫所蔵・五三七三。

(151) 『追録』三の一五〇四・一五〇八号。継豊からは翌年正月一三日付、吉貴からも同月二五日付で書状が送られている(陽明文庫所蔵・五三七〇・五三七四)。

(152) 例えば近衛経熙が天明八年(一七八八)正月の大火で邸宅が類焼し、里亭住まいを余儀なくされた際、経熙は二月日付の島津重豪・斉宣宛書状で「偏頼貴邦之助成外他無之候」と述べ、子女の元服を延引せざるを得ない窮状を訴えている(島津家本「近衛家蔵書」。また推定文政一三年(一八三

〇)一〇月二日付の「薩洲栄翁宰相昇進内願之返事」(陽明文庫所蔵・三二

一四六)には、当年八六歳の「薩洲栄翁」(重豪)の参議昇進について、藩主

斉興や斉宣から島津家に旧例もあり、また徳川家との山緒があることは他家にその例をみないことなどを理由として、「當臺被任参議候様」内願があったこと、これに対して近衛家からは、剃髪以後の任官は例が無く難しいこと、位階についても難しいが、老中から所司代へ命じられれば(許諾されるかは不明ながら)特別の関係もあるので検討されうること、表だつては難しいことが記されている。重豪はこの翌年・天保二年正月九日に従三位に叙せられていた。

(153) 『追録』三の一七〇六号。

(154) 「備忘抄」(『鹿兒島県史料集』一五、一九七五)。

(155) 正徳三年には「二位様昇進」につき島津家からも祝儀進上が行われている。『追録』三の二〇五・二〇六号。

(156) 『追録』二の二七七一・二七七八号。これが「女使進上之初例」とされる。当時「御城江女中使被差上候御衆」には御三家の外、前田・伊達・浅野・池田家があった。『追録』二の二七七九号。

(157) 『追録』二の二七八七・九号。同年六月二日には叙位された隈子に対して、吉貴及び「女中使」による吉貴室からの祝儀の品が進上されている。

『追録』二の二八三二・二八三三号。

(158) 『追録』三の六六一・六六二号。

(159) 『追録』三の六六五・七・六七四・六八〇・三・七〇二・五・七〇八・七四五号。

(160) 『追録』三の九五六・九六五・九七七・九八〇・九八九・九九八・九九九・一〇〇四号。宝永七・正徳四年ではなく天和二年(一六八二)の例に倣ったものかと「島津氏世録正統系図」編纂者は註記している。

(161) 享保八年一〇月一五日付で、藩主として二度目の帰国途次、伏見滞在中の継豊に対して、「近年伽羅御不自出」のため進上して欲しいとの天英院内々の依頼が、近衛家久を通じて伝えられている。隠居した吉貴との間でも、例えば享保一〇年には錦手焼物などが進上されている。『追録』三の一五九三・一八〇六号。

(162) 具体的な経緯については、山本博文『徳川將軍家の結婚』及び徳永和喜『天璋院篤姫 徳川家を護った將軍御台所』参照。なお寛保元年（一七四一）二月二八日の天英院死去後、その遺金三千両が薩摩藩の蔵方に預けられ、京都留守居が担当して利息が益前・極月に支払われている。明和五年（一七六八）正月二八日付（桂織部外四名連署）薩州金三千両預り証文之写・明和五年三月二五日付（京都留守居横山権右衛門・東郷源五連署）同添証文之写。陽明文庫・六六二一・六六二二。

(163) 後に追加編集され「諸家大概」となる。拙稿「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」参照。

(164) 拙稿「薩摩藩記録奉行市来家年について」。

(165) 『追録』七（一九七七）の二七三四号。

(166) 『追録』二の一九九〇号。なお宝永四年六月には、以後吉貴の帰国時に毎回同様の届出が必要か否か問合せ、無用とされている。『追録』二の二四三七・二四四五号。

(167) 二月四日付曾木重喬覚書草案（『鹿兒島県史料 旧記録録拾遺家わけ』七（一九九八）所収「曾木文書」一四五の二号）には、以後も加治木家と光久との間に緊張のあったことを伝えている。

(168) 『追録』二の二四四六号。

(169) 『追録』二の二七八六号。

(170) 『追録』三の六二三号。

(171) 『追録』四の六七七号。

(172) 周山。貴備の実子ながら、吉貴庶子貴澄が垂水家を相続しており、久救は二男とされる。『季安』七所収「高雲堂頌詠集」五味克夫解題参照。

(173) 『追録』二の二四六九号。吉貴は同月朔日江戸を発っているので、本文書は入国に際して布達されたものと考えて良い。

(174) 耳立たざる名とは「何左衛門」「何右衛門」「何兵衛」の類とされる。

『追録』三の一六三五号。

(175) 享保一四年一〇月九日付の文書（島津吉貴内意書）『追録』三の一六三六号）によれば、新納右衛門の名替について、当時継豊が在府していたため、吉貴にその可否が求められ決定している。

(176) この規制以前、島津氏支族・他氏族において「島津」号を許された事例には、敷根家・北郷家・佐多家がある。敷根家は宮之城島津家忠長の子・立頼が養子成、その子久頼（家老）の寛永二〇年（一六四三）一〇月に、後光明院即位の使者として上京する際、光久の意向により「島津」号と「久」字が許可される（『追録』一の五三四号）。なお正保三年（一六四六）には源姓から藤原姓となる（『法令』二の一八三九号・『薩陽武鑑』尚古集成館、一九九六）。北郷家の場合、寛文三年（一六六三）二月、忠長（光久庶子）の代に「島津」号を許される。忠長は喜入家を継いでいたが、北郷久定跡を相続、「式部」（北郷久直・光久同母弟）が「島津」故に忠長にも許可するとある（『追録』一の一〇〇一号）。一方、北郷家については又次郎（久常）に北郷家相伝の刀や若干の知行が与えられ、「北郷跡ことくに被仕可然」とされたが、家中や祖母（千代松）が「昔人」で納得が難しく、その説得に配慮する旨が記されている。このことは、一七世紀後期に入り、新たな「島津」号付与と

一族の序列化の方向性が、新しい動きとして認識されていたことを示す。なお寛文十一年二月九日付で都城島津家忠長跡は、新城島津家嗣子とされていた忠顕（光久庶子）が継ぐ。北郷家は忠節の家であり、その血筋の断絶は不本意であるとされたためであるが、一方で当時の都城島津家家中支配の不安定とその改正が懸念・検討され、一二日付ではその後見として、由緒（これは島津義弘と北郷家以来の由緒を示すものか）もあることから豊州家島津二男家の久元が任命されている（『追録』一の二二六八号）。佐多家は正徳元年九月一五日付で、佐多久達（城代・光久庶子）に対して、惣領（嫡家）は「島津」・二男以下には「佐多」名字を命じている（『追録』一の三二二三号）。

(177) 『追録』三の二三七・二四三号。拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」。

(178) 島津氏族の都城島津家や平佐北郷家の例、他姓では「祢寝」から「小松」への改号を求めている祢寝清雄が、平松家から家紋を認定された例が挙げられる。拙稿「小松」改号一件」参照。

(179) 延宝元年（一六七三）四月一日生。元禄十四年一月四日に兄久明が綱貴から準二男家、久記が準四男家とされた時、久房は準五男家とされた（『追録』二の六五八・一〇九八号）。久明は、兄が皆別家を相続したために本家準二男家とされ、久記・久房もそれに倣ったとある。久明ははじめ光久の命で天和元年（一六八一）に町田家の「番代」とされたが、貞享二年（一六八五）これを免じられ新恩地千石と宅地を拝領し、翌年には御詰衆役となる（『追録』一の八一四・一九二五号）。久房は貞享四年七月二七日に隠居した光久と共に下屋敷に移った（『追録』一の二〇七二号）が、元禄八年二月三日及び九日に、綱貴から鹿尾島城郭内の岩崎と采地三五〇石を与えられた

（『追録』一の二四七八号）。なお久記は、光久から千石の采地と家財を与えられたのが貞享五年二月二八日付で、立野に居宅を構えた（『追録』一の二一〇六号）。元禄二十三年正月二日、久明は横目頭に就き、久房は兄久重（入来院家後嗣）の岩崎に屋宅を賜り、また三五〇石を一旦取公された後、新たに千石を受領する（『追録』二の六五六・六五八号）。延宝六年二月一六日に島津忠廣（光久異母弟・義弘長女御屋地養子）が本宗家準三男家（加治木島津家二男家・助之丞家）とされたことも含めて、当該期の二男家以下の権成・成立に関わる事情については考察する余地が残されている。

(180) 『追録』二の一五九五号。

(181) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」。

(182) 『追録』三の一九三の四号。例えば「列朝制度」（『歴代制度』）には元文三年（一七三八）二月、宝曆五年（一七五五）十一月、寛政三年（一七九一）二月七日、享和三年（一八〇三）三月二日付などの通達がみられる。また島津家本「旧史館調」の「久忠之文字遠慮可仕事」によれば、寛延三年（一七五〇）七月二八日付・同八月二日付の記録奉行川上親央の調査に

「久」「忠」字は女性にも付けるべからず、とある。

(183) 『追録』四の六五九号。

(184) 『追録』三の三二〇・三二二号。拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」。

(185) 「支流系図」（島津市正忠廣「流系図」）、『追録』三の二四五〇・二四五二号。

(186) 島津家本「国老用人記」。

(187) 「支流系図」（迫水氏及吉満氏）、『追録』二の二八六三・二九〇六号。

(188) 『追録』三の二八四七・二八七八号。忠守は正徳三年の実名字規制に

よって久守とされるので、享保九年とする統編正統系図繼豊譜(『追録』三の
一六九八号)は誤り。

(189) 『追録』三の二二四九号。

(190) 『追録』三の二二六三号。

(191) 『支流系図』(薩州用久一流)、『追録』二の二八六八号。

(192) 伊集院・谷山・川内高城・帖佐・高隈の内。『追録』三の二二四八号。

(193) 『追録』三の二二〇二号。

(194) 『追録』三の一八五八号。

(195) 『追録』三の六二二・七〇三・七九四・七・八三一・八四七号。

(196) 『追録』三の一〇七五号。この間七月一九日に、継豊が江戸で初めて将
軍吉宗から鷹の雲雀を拝領しているが、これは綱吉代における廃止以来のこ
とであった。『追録』三の一〇八〇・一〇八一号。なお根岸光男『生類憐みの

世界』(同成社、二〇〇六)参照。

(197) 『追録』三の一五一一号。

(198) 家老比志島範房をはじめ、若年寄名越恒渡・側用人種子島十左衛門時成
(後の北條織部時守)・用人鎌田六郎右衛門政直らが随行了。名越・種子
島・鎌田らは後にいずれも家老職に就く。

(199) 『追録』三の一八九・一九一号号。新造された第宅への移徙の賀儀
が行われた。

(200) 『追録』三の二二〇四・二二〇五号。

(201) 『追録』三の二二三〇・二二三五号。

(202) 『追録』三の二二三七・二二五一号。

(203) 『追録』三の二二五九・二二六〇・二二六一・二二三号。なお隠居方
御用の品の弁別は種子島十左衛門時成と鎌田六郎太夫政直が担当者とされた。

(204) 『追録』三の二二六四号。隠居方家老比志島範房へその運営が命じられ
ている(『追録』三の二二八九号)。この五万石は光久の隠居料を先例とする。

継豊はせめて二万石程度は隠居方費用と考えていたが、吉貴は隠居方役人以
下の人件費を表方から支出して自身は一萬石でよしとしたが、継豊が了承せ
ず押して一万五千石とした。享保十一年(一七二六)五月二二日には、五千
石増えたため吉貴の意向で一昨年から隠居方より人件費を出すようになり、
買入高もあり統方に不自由しないため、五千石を表方へ返す意向が吉貴から
比志島範房・義岡久守を通じて城代・家老へ示され、協議を経て継豊へ上申、
比志島・義岡も継豊に呼び出されたが、結局來秋の取納米意向は表方とする
ことになる。この際には吉貴の娘於巖(花岡島津家久章室)の統方に関する
件も承知したと継豊は比志島らに伝えている。『追録』三の一八五七・一八五
八号。

(205) 『追録』三の二二六七号。なお二二六四号と共にこの二通は七月二二日
付で国元の家老伊集院久矩から記録所への記録が命じられ、比志島範房の件
も通知されている。『追録』三の二二六八・二二九四号。

(206) 『追録』三の二二六九・二二七〇・二二七四号。「助」字の可否、内々の
呼称「総州様」、「介」字の書き様などの指示は、七月一日付で藩内に示さ
れる(『追録』三の二二九二号)。近世島津家当主で「総州」を名乗るのは吉
貴と重豪である。

(207) 使者比志島範房。この席には継豊側家老の島津久兵衛・名越恒渡が同席し、
また国元家老へも通達された(『追録』三の二二七一・二二七五・七号)。実
際の重物閲覧は、継豊の帰国後、享保七年七月二六日に鹿児島城対面所にて
行われる。『追録』三の一四三三・三五号。

(208) 『追録』三の二二八二号。

(209) 『追録』三の二二八四～六・二二九〇・二二九一号。

(210) 例えば藩内寺社へ対する訓諭が享保七年二月九日になされたが、これも吉貴に做ったものである。飯隈山蓮光院へも年行事職・聖護院門跡許容による大峯修行が命じられている。『追録』三の一五〇五・一五〇六号。

(211) 時宗浄光明寺は藤沢の清浄光寺末寺で三州の小木寺。鳥津氏初祖忠久から五代貞久の菩提寺。享保九年には吉貴から、忠久御影寄進・御影厨子及び二代から五代の位牌厨子調替えが命じられた。この像は仏師鳥居孝重により彫刻され、胎内銘は肥後基備(盛香)が記している。『追録』三の一六七四・一六七五号。

(212) 『追録』三の二九五～七号。

(213) 「古記」(鹿児島市史Ⅲ)資料編「近世関係史料所収」(九七二)には「此年磯御屋敷と被定御普請有之、御引移」とある。『追録』三の二三〇六・二三〇七・二三五二・二三五五～八号。

(214) 『追録』三の一四六九・一四七〇・一四九四・一五〇九・一五九九・一六二二・一六二九・一九〇二・一九〇三号。

(215) 『追録』三の二三四～七・二三六九・二三八二号。

(216) 『追録』三の二三七三号。なお四月三日付の帰国願の口上覚案文について、従来「可然様御沙汰奉頼」としてきたものを、吉貴の指示で「可然様の文句が除かれた旨記されている。『追録』三の二三七一号。

(217) 『追録』三の二三七八・二三七六号。これらの件については名越恒渡が「内御開合被成御方」(飯高胤寿。註237参照)から指南されている(『追録』三の一三七五号)。久典の仮養子は、以後も継豊嫡子・益之助出生翌年の享保一四年二月の参勤まで毎回申請されている。

(218) 『追録』三の一三八三・三九〇～二・四〇〇・四〇一・四〇三

号。

(219) 『追録』三の一五四三・一五四四号。一五八八・一五九〇号。

(220) 『追録』三の二六七八・二六七九号。

(221) 『追録』三の二六九五号。なお八朔進上物については、享保二年八月、家中からの八朔進上物の拝領について、現馬を除いて以後行わないことが通知され、また馬代銀は六匁とされている。家格により馬拝領を命じる訳ではないこと、またこれが、幕府に対する八朔進上物について、近年は譜代大名同前になってきていることも理由に挙げられている。『追録』三の二九八〇号。

(222) 『追録』三の一七五八・一八一五号。

(223) 磯田道央『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三)。

(224) 『追録』三の二九七五号。

(225) 『追録』三の二〇六八・二〇七三号。

(226) 結局六月二八日に磯邸において、継豊は吉貴から直に「益之助」の名付を渡され、江戸へも七月二日付で福山平太夫を派遣し二日伝えていた。

『追録』三の二〇六九・二〇七〇・二〇八六・二〇九〇・二〇九二号。

(227) 「おかく殿を重く御取持被置候」「妾事嫡子出生以後妻と申筋二而ハ無御座候得共、嫡子之母故重ク致置」(『追録』三の二一九二の四・八号)。

(228) 『追録』三の二二一四号。

(229) 『追録』三の二一九一～五・二一九九号。山本博文・徳永和喜前掲書参照。

(230) 『追録』三の二二三九号。

(231) 『追録』三の二二四六・二二四八・二二四九・二二六〇・二二六一号。

(232) 『追録』三の二二七八～八一号。

(233) 『追録』四の三〇・三二二号。

(235) 『追録』三の二二八二・二二八六・二二八七・二二九〇・二二九一。

なお先室毛利氏(瑞仙院)に関わる屋敷は全て不浄として作事許可が申請されている(『追録』三の二二八八号)。また芝邸では用水が悪く、御守殿用水に支障があったため、玉川上水の赤坂柳堤箱樋から新規に水口内法六寸四方で分水する願いが享保二〇六月八日に許可され(『追録』四の七三六号)、御守殿の火災対策として、一〇月一九日には西に隣接する邸宅を割って南北に走る道路と門の作事が行われている(『追録』四の七八三号)。

(236) 『追録』三の二三三二号。

(237) 奥右筆飯高孫太夫胤寿。『追録』四の六四五・六四六号参照。享保一九年、吉貴参府延期願の草案作成を指導。

(238) 養父忠圀の実母が綱久の娘。忠圀異母妹は毛利吉就室(『寛政重修諸家譜』卷第六十二)。

(239) 桑名藩松平定重の子。姉は吉貴正室。若年寄で綱吉養女の竹姫や養仙院に関わる(『寛政重修諸家譜』卷第五十五・三三三十一)。

(240) 光久娘・於鶴。実母岩山直朝妹。織田信盛夫人。

(241) 実際、於嘉久との間には、享保一五年五月に女子於鐘(註24)、同一六年に於織、二二年には定勝、側室伊地知氏との間にも同一七年には久峯、同一九年に於就と、次々に子女が生まれている。

(242) 飯高はこのことについて、既に益之助が妾腹で生まれたことが幕府に届け出され、幕府も実母が江戸に居ることは承知しているので、「御実母之御沙汰なしニ御国元江被為越候様ニ者、曾而不罷成事」との認識を示している。

(243) 『追録』三の二三六六号・『追録』四の四一四号。納殿役人西田嘉左衛門正盈が路次のことを総監している。

(244) 五月五日に女子於鐘(肝付弾正正伯室)を生む。『追録』四の一〇〇号。

(245) 『追録』四の一〇〇・一〇三号。

(246) 『追録』四の二五一・二八七号。

(247) 天英院も祝辞を送る。『追録』三の二三三〇・二三五一・四三三七九号。

(248) 『追録』四の三一六・三一七・二三三・五・四一五号。

(249) 『追録』四の四三七号。後述するように、この際にも八月朔日に平岡之品が飯高胤寿から、吉貴の参府延期願は次の帰国前に出す必要はなく、継豊が参府伺いから一、二箇月も後で断ればよいとの指示を受けている。『追録』四の六四六の一。

(250) 『追録』四の四五四・四五六・四七五・九号・四八八・四九三・五〇二号。

(251) 『追録』四の六四五・九号。

(252) 壮之助は間もなく吉貴側室・於須磨の子とされ、鹿児島城下屋敷に同居する。於須磨は当初「轟木之御屋敷」と呼ばれていた「鼓川御屋敷」(享保元年二月六日改称)に住んでいたものと思われるが、享保七年四月十一日に下屋敷に移徙(『法令』三の二七〇五・二七〇二号)、同年六月二十八日には隠居し帰国した吉貴も同屋敷に入っている。享保二〇年六月二二日には帰国した継豊が下屋敷の実母於須磨に会い、猶子の壮之助も見て刀を与えている(『追録』四の七二七号)。

(253) 『追録』四の七三三・七四七号。

(254) 『追録』四の六九八・七〇三号。

(255) 『追録』四の七七四・七九二・七九五・七九六・八〇〇・八〇七・八一八・八一九・八三二・四二二号。

(256) 久基。「久」字の拝領は元文二年(一七三七)一〇月朔日拝領(『追録』四の一三三九号)。元文元年一〇月九日まで在職。勝手方家老として活躍。

(257) 鹿兒島県地方史学会発行(一九七二)。

(258) 『法令』四の三七二八号。

(259) 『法令』四の三八五九号。

(260) 『法令』四の三八五六・三八五七号。

(261) 「国老用人記」によれば、堀甚左衛門興喜養子で実は本田与兵衛親昌二男、享保二二年二月大目付、家格寄合とされ、享保二〇年八月一日に家老職就任、勝手方として種子島伊時(久基)の添役、元文六年二月十五日致仕。

(262) 「入藩庁預聴国政、位次在国老上」(島津家本「垂水島津家系図」)、「於磯御家老座勤被仰出候」(同「国老用人記」)。但し延享五年(一七四八)正月には辞任、宝暦二一年(一七六一)二月に復職しており、これはいずれも吉貴死去(延享四年一〇月)・継豊死去(宝暦二〇年九月)に応じたものと思われる。

(263) 長左衛門・左京・内膳。島津久貫弟。同年二月九日、江戸において家老職に就く(「国老用人記」)。頼娃久周は延享五年正月一九日に江戸で在職のまま死去するが、自殺したともいう。吉貴死去後の政治的情勢によるものであろうか、真相は不明である。

(264) 比志島は七月頃には在国している(同年の文書による)。元文元年六月二日に吉貴正室松平氏が筒蔵の懐剣を国元の壮之助へ与え、これを伝えたところ(「追録」四の七二八号)。あるいはこれが目的か。いずれにせよ在府は短期間だったのだろう。

(265) 『追録』四の八六九・八七二・八七三号。

(266) 『追録』四の八七四号。

(267) 『追録』四の八八二・八八三号。

(268) 『追録』四の八八九・九〇二・九〇二号。

(269) 『追録』四の九二〇号。

(270) 忠意ただまき。綱久娘を室とした忠英ただまき(忠救)の弟でその養子となった忠瞭ただまきの子(「寛政重修諸家譜」巻第五百六十)。

(271) 『追録』四の九三〇・九四二号。

(272) 『追録』四の九四七・九五七・九号。

(273) 『追録』四の一五三八号。

(274) 『追録』四の一〇五・一〇三二・一四号。

(275) 『追録』四の一三三八・四一・一四〇三・四〇四・四〇六・一九号。

(276) 『追録』五の七一・三・一〇二号。

(277) 『追録』四の二四八号。

(278) 『追録』四の二五一九・二五五二号。

(279) 『追録』四の二五三一・二五三二・二五三六号。

(280) 『追録』四の二五三三号。

(281) 『追録』四の二五五〇・二五五六〇号。

(282) 琉球の慶賀使派遣については、継豊から自身の病氣・宗信帰国を理由に時期を検討して派遣すると申請され、結局宗信の次回参勤、即ち延享五年とされた。『追録』四の二二二四号。

(283) 『追録』五(一九七五)の四七〇号。

(284) 延享二二年一月七日には垂水島津家貴偉(久典)娘・於登美との間に久方(忠洪・重豪)が生まれている。

(285) 綱久・宗信は共に後世「泰清公」「慈徳院」としてその事績が称揚され、幕末には「泰清公遺事」「慈徳公遺事」(薩摩府学版)が編纂されている。

「泰清公遺事」序文によれば、これが肥後平蔵の纂輯であり、伊地知季安が

島津久光の命で史料収集し上呈、慶応三年（一八六七）四月今藤惟宏が著述したとある。「慈徳公遺事」は同年二月、今藤の編纂による。島津家本「泰清公御一世雜記全」は所謂伊地知家進上本で、中表紙は伊地知季通筆で「泰清公御一世雜記 附一明君遺徳、一泰公遺事、一碓山次右衛門日記」とある。「泰公遺事」の中表紙には「慶応丁卯（三年）正月廿五日中午上剋始筆夜子上剋寫終、應 家君之命、明日本書呈 二九故也」とあり、これは父季安に命じられて筆写に当たった季通の筆である。また、「碓山次右衛門日記」は中表紙に「持主 伊地知左右衛門」とあるが同史料は「碓山次右衛門覚書」として『新薩藩叢書』一（歴史図書社発行、一九七二）薩藩旧伝集卷ノ四の末に収められている。

(286) 正徳三年（一七一三）九月の通達では妻を札改帳面に記載する場合、一門、独礼の城代・家老の妻は「奥」、二所持・一所持格や寄合並の妻は「内」、諸士以下は以前「女房」、以後「妻」と定めている。『法令』三の二九二六号。

（本館学芸専門員）